

新史料奥平壱岐「適薩俗記」と薩州商社(1)

— 福沢諭吉と奥平壱岐、^{コンペニー}〈商社の時代〉の実相 —

長谷川 洋 史

目 次

1. 序言
2. 福沢諭吉の会社制度紹介、^{コンペニー}〈商社の時代〉の先駆
3. 福沢諭吉と奥平壱岐(1) — 安政元年(1854)長崎蘭学修業から文久2年(1862)商社紹介まで —
(以上本号)
4. 福沢諭吉と奥平壱岐(2) — 文久3年(1863) I 「亥年の建白事件」 —
5. 福沢諭吉と奥平壱岐(3) — 文久3年(1863) II 〈恐怖の時代〉 —
6. 福沢諭吉と奥平壱岐(4) — 元治2年・慶応元年(1865)から慶応2年(1866)、「適薩俗記」起稿まで —
7. 慶応3年(1867)、「適薩俗記」の中の薩州商社、奥平壱岐と石河確太郎
8. 終りに

1. 序言

慶応3年(1867)6月付で表明された、「薩州商社発端」は、単に啓蒙的な意味だけではなく、現実に「商社(幕末では多くは〈会社〉のことを〈商社〉と称した)」を取建てる(設立する)という切実性を踏まえたうえで、会社制度の概念と歴史を体系的に説明したものとしては、日本初のものであり、「薩州商社条書」は、全40箇条に及ぶ、日本初の社則(会社規則・定款)である。「薩州商社発端」「薩州商社条書」は、〈日本における会社制度導入の過程とその特質〉^{プロセス}の解明についての現存する最有力の貴重な史料であ

る。しかし、「薩州商社発端」「薩州商社条書」についての研究は、未だ本研究しかない程の蓄積の無い貧弱な現状にあり⁽¹⁾、とりわけ「薩州商社発端」「薩州商社条書」起草前後の状況を示す史料は、ほとんど収集されていない。本稿では、「薩州商社発端」「薩州商社条書」起草直後の状況（及びその際の石河確太郎の状況）を記す、現在のところ唯一の史料である元中津藩江戸詰家老・奥平壱岐（中金操一・正衡^{まさひら}／1826文政9～1829文政12～1884明治17）の、慶応3年の事柄を中心にする備忘録・日記「適薩俗記」（薩州適^{ゆき}の記／表紙を巻末に掲載）の薩州商社に関する箇所を紹介し、その意味を分析することを最終的目的とした。「適薩俗記」の全文については、奥平の走り書きの草書体が多いため、現在のところ、未解読の箇所を多く残している。今回、薩州商社に直接関係する箇所（これらの箇所も読解不能な部分が随所にある）だけを取り出してみた。「適薩俗記」によって明らかになった奥平壱岐の立場からする薩州商社の側面は、本研究が今まで追究してきた石河確太郎（1825文政8～1895明治28）や本間郡兵衛（1822文政5～1868慶応4）の立場からする薩州商社の観点とは違った側面を示している（またそこに記されている石河確太郎の状況は新鮮である）。石河や本間の立場からは、薩州商社は経済的対象として十分であり、その政治性は背後に退いていたが、奥平の立場からは、たびたび薩州商社の政治性が前面に出ている。「適薩俗記」の記述は、熱狂の政治の季節に呑み込まれていく薩州商社の悲劇の側面をよく表している。薩州商社取建構想は、鎖国崩壊・外国貿易開始がもたらした重大な危機的政治状況が大きな契機となって現出しながら、最後は倒幕運動・明治維新という危機的政治状況の展開によって消滅していく。薩州商社と危機的政治状況とはアンビバレントな関係にある。しかし、この両者の関係にこそ、日本における会社制度導入の特異性がよく表されている。「適薩俗記」の記述は、日本において、会社制度とは単なる経済的範疇として導入されたのではないことを、薩州商社を巡って、具体的に示しているきわめて貴重な歴史的例証といえる。「適薩俗記」における薩州商社関係の記述は、薩州商社研究の深化のための貴重な証言であるだけでなく、日本会社制度

草創期の特質について、具体的に生々しく示すものである。もうひとつ、本稿で表したいことは、日本における会社制度導入発端の時代、薩州商社をはじめとするいわば〈^{コンペニー}商社の時代〉、幕末期から明治初期にかけての会社制度導入を含めた近代化導入発端の時代の実相についてである。そのためには、「適薩俗記」に言及する前に、奥平壱岐と幕末期先駆的に商社（会社制度）を紹介した福沢諭吉（1834天保5～1901明治34）と薩州商社取建構想に参画した奥平壱岐の関係及びその周辺の会社制度導入を巡る事柄について、言及していかなければならない。特に、奥平壱岐に対する後世の根深い偏見と奥平壱岐の経歴の不明確さの壁があることもあって、「適薩俗記」に至るまでの箇所には多くの紙幅を割くことになったが、福沢諭吉が先駆的に会社制度を紹介するに至る経緯、奥平が薩州商社取建構想に参画するに至る経緯を、福沢と奥平のかかわり、福沢と奥平のそれぞれの周辺の状況を丹念に追跡することは、〈^{コンペニー}商社の時代〉の実相を瑞々しく再現することにつながる。これが本稿のもうひとつの目的である。

なお、史料「適薩俗記」は、15年前に本研究（長谷川）が、薩州商社研究の関係で、奥平壱岐の曾孫の故中金武彦氏を取材した際、思いも掛けず同氏から本研究が委譲を受けたものである。「適薩俗記」はその時点ですでに同氏及び一部研究者によって言及されてはいたが、「適薩俗記」そのものの内容は全面的に追究されてはいなかったし、薩州商社と石河確太郎に関する箇所についての分析は皆無であった。本研究も「適薩俗記」を全面から取り組む余裕もなく、その断片に言及するに止どまり、現在に至っていた。今回、本稿では「適薩俗記」中に記された薩州商社と石河確太郎についての箇所について、酒田郷土史家田村寛三氏の大いなる協力を得てあとう限り翻訳・解説し、深く掘り下げてみた。そのため、あえて「新史料」と題した次第である。

奥平家は中津藩主であり、奥平壱岐は奥平家一門の内の中金奥平家に属する。本稿記述中、様々な「奥平」による混乱を避けるため、以下、奥平壱岐のこと示す場合、多くは「壱岐」と表記することにする。

2. 福沢諭吉の会社制度紹介、^{コンペニー}〈商社の時代〉の先駆

福沢諭吉については、(福沢にとってはおそらくはなはだ不快かつ不本意なことであろうが) 遂には紙幣の肖像(偶像)にまで祭り上げられて、日本国民でその存在を知らぬ者はいない。しかし、奥平壺岐のことを知る者は、現在、ほとんどあるまい。福沢がひととき大きく輝ける〈天上の星〉ならば、壺岐は歴史の地中深く埋もれ化石化した〈地上の星〉のひとつである(本研究が取り上げてきた石河確太郎や本間郡兵衛なども同様である)。まさに、中島みゆき女史が珠玉曲「地上の星」(中島みゆき作詞・作曲)で高らかに謡うように、〈ひとは空ばかり見ていて〉、〈地上にあった星〉のことなど誰も覚えてはいないのである。福沢と壺岐は、身分は隔絶しているがともに豊後(現大分県)の中津藩士であり、しかもともに日本の会社制度導入について関係している。福沢の方は、これもまた、日本における会社制度の啓蒙・紹介の偉大な先駆者であることは、研究者は誰でも知っている。

会社制度についての日本への先駆的紹介は、文久2年(1862)の福沢諭吉『西航記』においてである。福沢は、文久元年(1861)～文久2年の幕府の遣欧使節団(いわゆる文久遣欧使節団)^②に幕府御雇通詞として随行し、その際見聞した事柄について、帰国直後に日記・メモを基に『西航記』としてまとめた。『西航記』の次の記述は、マルセイユ・パリ間の鉄道建設費用が会社制度(福沢は「商社」と表現した)によって集中(募集)されたものであることを例にあげて「商社」^③について紹介したものである。

鉄路(鉄道)を造るには巨万の金を費やすと雖共、政府より其費^{ついでとも}を出さず。所謂鉄路商社^{つく}の建造る所なり。商社^{なづ}と名くる者は、二、三の富商相謀^{あいばか}て一商事を起し、其事を巨大にせんと欲するときは、世上に布告して、何人を論ぜず金を出して其社中に加はることを許し、若干の金を集め大に事を施行し、歳末に至りて一歳中の出入を計り、得る所の利を平均して(計算して)総社中に分つ。故に此社中に加はるときは、僅に百フランクの金を出せる者と雖共、商事大なるが故に利^{また}を取ることも亦多し。凡て商船を

出し外国え交易し、或〔は〕国内と雖共、^{さかん}盛に商売をなすものは皆其社中あり。故に鐵路商社も、始め官許を受け工を起し、鉄道既に成れば、又は蒸氣車を造りテレガラフを設る等、事^{こと}全く齊整し、乃ち利を得るに至り、毎歳の入利を会計し社中に分配す。但し鐵路を造るには政府え税銀を納めず。其故は、商社初め官許を受るとき、鐵路成工の年より百年間の利を全く商社に取り、百年の後は、鐵路及び蒸氣車等、一切政府え納め、全く官有となすべき約束をなすなり。唯だ鐵路に付き政府の利益は、官物を輸送するに賃銀なしと、公用にて蒸氣車に乗る人は四分一の賃をだすとのみ⁽⁴⁾。

「商社^{なづ}と名くる者は、二、三の富商^{あいはかっ}相謀て一商事を起し、其事を巨大にせんと欲するときは、世上に布告して、何人を論ぜず金を出して其社中に加はることを許し、若干の金を集め大に事を施行し」は、く個人資金に基づく個人事業の域を超えて、複数の資金の共同出資・合本 joint-stock による事業経営おこなうとの会社制度の本質的特徴の正鵠を射た説明になっている。伝統的に、各々商人は各々個人資金でのみ各々商事をおこなうことを基本的習慣とする日本の商業からすると、「二、三の富商^{あいはかっ}相謀て一商事を起し」という共同出資・合本 joint-stock の在り方自体がひとつの異文化であった。また、「世上に布告して、何人を論ぜず金を出して其社中に加はること」とあることは、広く社会に公開して株主募集をおこなう株式会社（会社制度の最高形態であるが、当時西洋では普及していた）のことを暗示している。また、「政府」と「商社」が、「但し鐵路を造るには政府え税銀を納めず。其故は、商社初め官許を受るとき、鐵路成工の年より百年間の利を全く商社に取り、百年の後は、鐵路及び蒸氣車等、一切政府え納め、全く官有となすべき約束をなすなり」というように、「税銀」（税金）と「官許」を中心とした「約束」＝契約性に基づく関係にあることの指摘は注目すべきものがある⁽⁵⁾。「税銀」（税金）は、近代的租税体系を意味している、当時の日本にとって、新しい概念であった。また届出と受理による相互の契約に基づく「官許」は、無法・無契約な国家機構「幕府」とは次元を異にする新しい語彙「政府」によりよく照応している。社会に対して有無をいわせぬ〈御上・幕府〉の存在、

国家と社会の非契約的な無法状態、こうした国家の内に社会が埋没している状態（国家と社会の未分化あるいは社会が国家から独立していない状態）の封建日本との極度な対照的在り方を、封建日本の遙か先にある近代国家と近代社会との関係を、「税銀」（税金）の概念は暗示している⁶⁾。新語彙「商社」の発案者については、諸説あるが、誰であったとしても（福沢が誰れから影響を受けたとしても）、こうした会社制度の先駆的紹介と、その後の新語彙「商社」の流布の業績からして、実質的には福沢であるとしてよいであろう⁷⁾。福沢は、『西航記』の商社紹介以後、引き起こる幕末期の^{コンペニー}商社の時代の水先案内人のような役割を果たしているといつてよい⁸⁾。福沢のイメージでは、「商社」とは、「商人」の「社中（仲間）」、〈商人社中〉の略称であったかもしれない。後述するように、後の『西洋事情』では、さらに進めて、「商人会社と名づく」とも表現しているからである（これにより、新語彙「会社」は維新後、「商社」以上に普及していく）。

さらにまた、さりげなくドライに書かれているが、「何人を論ぜず金を出して其社中に加はることを許し」という「何人を論ぜず」は、日本会社制度導入史において大きな意味を持つ。幕末・明治初期において、〈会社制度概念は、単なる経済的意味合いとしてだけではなく、思想的意味合いとしても受容される〉というのは、日本会社制度史上の大きな特徴なのである。その思想的意味合いのひとつは、封建制度下の厳しい身分制度からの解放思想である⁹⁾。特に福沢の場合、封建制度・身分制度に対しては、「私のために門閥制度は親の敵^{かたき}御座る^{ござ}」¹⁰⁾と劇的な怨嗟・憎悪を持っている。「何人を論ぜず……」との謂の深層には、『学問のすゝめ』（初編刊行明治5年〈1872〉）冒頭のあのすっきり有名となった「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと云へり。されば天より人を生ずるには、万人は万人、皆同じ位にして、生まれながら貴賤上下の差別なく……」¹¹⁾とのさりげないドライな謂の深層にある封建制度・身分制度に対する福沢の実にウエットな劇的な怨嗟・憎悪が同様にある。「何人を論ぜず」（身分を一切問わない）とする社会組織・商社（会社制度）の存在を、福沢は非常な注目でもって取りあげたのは

明白である。この『西航記』は、刊行はされなかったが、写本が数種類出回ったことから⁽¹²⁾、特に洋学関係者の間で閲覽されたことが推測でき、商社（会社制度）に関しても、大きな啓蒙的影響力を持ちえたものと理解できる。

これより5年後の慶応2年（1866）に尚古堂から刊行された『西洋事情』初編巻之一で、福沢は、「商社」について再びとりあげ、次のように、「商人会社」として、一層精緻に紹介している。

西洋の風俗にて、大商売を為すに、一商人の力に及ばざれば、五人或は十人、仲間を結びて其事を共にす。之を商人会社と名づく。既に商社を結べば、商売の仕組、元金入用の高、年々会計の割合等、一切書に認めて世間に布告し、アクションと云へる手形（株券）を売て金を集む。其法、例へば商売の元金百万両入用ならば、手形（株券）百枚を作り、一枚（1株）の価を一兩と定め、自国他国の人に拘はらず、此手形（株券）を買ふものには、商社より年々四、五分の利息を払ひ、且商売繁昌して利潤多ければ、右定たる利息の外に別段の割合（配当）を与ふべしとの約束を為す。或は商社にて速に金を集めんと欲するときは、定価（1株）一兩の手形（株券）を三步又三步二朱にて売ることあり。手形（株券）を買たるものは商社より随意に元金を取返すことを得ずと雖ども、若し一時に金の入用あれば、世間相対にて手形（株券）を売るべし。且商売よく繁昌して、年々定式の利息の外に別段の割合（配当）多ければ、手形（株券）も自から高価となり、最初百三、四十両にも売るべし。商人会社を結ぶに、其政府に告げ官許を受けざれば行ふべからざるものあり。即ち鐵路を造り、伝信線を通じ、通船の川を掘る等、総て其国の土地に關るもの、是なり。此類の事を為す者は、先づ政府に願ひ、官許を受けて後、初て手形（株券）を売る可し。官許を受たる商社は、分散（破産）するを得ず。若し此商社、分散するときは、其売たる手形（株券）の代金を政府より償ふの法なり。故に初め商社より政府に願ふにも、其元金に相当すべき引当なければ、官より商社を結び手形（株券）を売るを許さず……右は西洋各国に行はる、商社の商法（商業方法）大略なり。総て商船を造て外国と交易し、飛脚船

を以て世界中に往来し、為替問屋^{もうけ}を設て各国と互に取引を為し、鐵路を造り、製造局を建て、瓦斯^{ガス}燈^{とう}を設る等の大商売より、国内の諸商売に至るまで、皆此商社の為す所なり⁽¹³⁾。

ここでは、商社（会社制度）について、先の『西航記』での粗いスケッチとしての商社（会社制度）紹介を下地にして、随分精緻に描かれている。先の「商社と名くる者は、二、三の富商相謀て一商事を起し、其事を巨大にせんと欲するときは……」は、「西洋の風俗にて、大商売を為すに、一商人の力に及ばざれば、五人或は十人、仲間を結びて其事を共にす。之を商人会社と名づく」と一層精緻になっている。〈会社制度とは、「一商人の力に及ばざれば」との個人事業の限界を超えた、「五人或は十人」と複数が共同出資する「仲間」を結び組織化したもの〉であることを強調することで、個人事業を超えた合本 joint-stock 組織としての会社制度の本質がより一層精緻に描かれているのである。また、先に触れたように、ここでは、「商人会社」という注目すべき表記がある。さらに、ここで福沢は、「商人会社」をつづめて「商社」と表記しているものと理解できるが、「会社」という、現在の会社につながる表記を用いているのは、福沢の会社制度啓蒙の鋭い先駆性を如実に示している。

さらにまた、先の「世上に布告して、何人を論ぜず金を出して其社中に加はることを許し、若干の金を集め大に事を施行し」との株式会社についての暗示が、ここでは「アクションと云へる手形を売て金を集む」というように、アクション action（株式）と云へるて手形つまり株券募集（株主募集）による株式会社のことを明確により具体的に示している。先の「若干の金を集め大に事を施行し、歳末に至りて一歳中の出入を計り、得る所の利を平均して（計算して）総社中に分つ」との曖昧で大雑把な謂は、「例へば商売の元金百万両入用ならば、手形（株券）百枚を作り、一枚（1株）の価を一両と定め、自国他国の人に拘はらず、此手形（株券）を買ふものには、商社より年々四、五分の利息を払ひ、且商売繁昌して利潤多ければ、右定たる利息の外に別段の割合（配当）を与ふべしとの約束を為す」と、かなり具体的に株

式会社の株式募集（株主募集）と配当の内容を紹介している⁽¹⁴⁾。株式会社の精緻な紹介は、「手形（株券）を買たるものは商社より随意に元金を取返すことを得ずと雖ども、若し一時に金の入用あれば、世間相対にて手形（株券）を売るべし」にもよく示されている。株式会社の合本 joint-stock の在り方、入社・退社の特質は、合名会社や合資会社のような、入社に際しての身分を含めた人格的審査が一切なく、無記名の株券の購入で自動的にその入社（出資者＝社員になる）が決定し、退社（出資中止＝社員を辞する）は、株券の他者への譲渡（売却）で自動的に決定することである。入社・退社が、他から抑圧・強制を一切受けることなく個人が随意に株券を売買することで自由に遂行されるのである。この点においても、株式会社形態では、会社制度の解放性と開放性が最高度に実現されているのである。しかし、そのかわり、株式会社では、いったん出資し購入した株券の株代金払戻し（退社）を会社に直接請求することはできない。「手形（株券）を買たるものは商社より随意に元金を取返すことを得ずと雖ども」である。この場合、彼は他者に株券を譲渡する（売却する）ことを通して間接的に退社するだけである。この株券売買による入社・退社自体が、「（その会社の）商売よく繁昌して、年々定式の利息の外に別段の割合（配当）多ければ、（その会社の）手形（株券）も自から高価となり」というように、株式市場（相場）を形成するようになる。

また注目すべきは、先の「何人を論ぜず」との封建身分制度からの解放の発露が、ここでは「自国他国の人に拘はらず」とさらに進んで国籍・民族の壁を越えて展開していく会社制度の開放性・グローバリズム（経済は本来的に非身分性と開放性・グローバリズムを内包している）にまで及んでいることである。会社制度の歴史的進化が志向する解放性・開放性を最高度に実現している形態が、西洋で普及していた株式会社であった。

このように、福沢が『西航記』『西洋事情』で啓蒙的介绍をした「商社」とは、当時西洋で普及していた株式会社を主にしたイメージにしたものであった（しかし、商社紹介を先駆的におこなった当の福沢自身は、実際の会

社制度導入の実施にはほとんどかかわってはいかない。福沢自身は、会社制度の啓蒙的紹介で止どまっているのである。このことの意味については、後述する)。日本では、西洋において、合名会社から合資会社へ、合資会社から株式会社へと支配的会社形態が数世紀かけて進化する過程を、大幅に飛び越して、会社制度が導入された。異文化としても会社制度を欠如していた日本において、『西航記』での会社制度紹介から6年後、慶応3年(1867)に実際の具体的会社として取建が取り組まれた薩州商社の内容は、合名会社を飛び越した形態であり、合資会社から株式会社への進化を現す過渡的形態(合資会社と株式会社の間形態〈本稿注(17)参照〉)であった。それからさらに3年後、維新後の明治2年(1869)、明治政府通商司の会社制度導入政策により、全国8ヶ所に結成された通商会社・為替会社は、有限責任制が確立されていないという決定的な不完全性がありながらも、株式会社に大きく接近する形態をとっていた⁽¹⁵⁾。しかし、この通商・為替両会社(国内の会社設立促進を業務とする会社でもある)は、明治4年(1871)に通商司が廃止されて、営業不振が決定的となり、以後次々と解散した。その後、『西航記』からわずかに12年後、明治6年(1873)に、通商会社・為替会社の試行錯誤を継承発展させて創業した第一国立銀行は、日本初の実現化した本格的株式会社と評されるものであった⁽¹⁶⁾。日本は西洋が数世紀かけて株式会社へと進化した過程を12年程で遂行したことになる。日本の近代化全般がそうであるように、先進国が終わった地点から出発できる、いわゆる後進国のメリットは、会社制度導入についても妥当する側面を持つのである。

しかし、福沢は、先の商社紹介の個所において、株式会社の重要な要件となる有限責任制及び出資者・社員の会社損失責任問題(会社に発生した損失に対する出資者・社員の責任問題)である無限責任・有限責任そのものにもはまったく言及していないのは、奇妙でさえある。翌年慶応3年6月付で表明された、「薩州商社発端」にも無限責任・有限責任についてまったく言及していないし、社則である「薩州商社条書」にも、全40箇条もありながら、無限責任・有限責任についての箇条がまったく設けられていない⁽¹⁷⁾。通商会

社・為替会社では責任問題の箇条は設けられているものの、それは「^{ベルギー}比義商社」や「^{コンペニー}薩州紡績役所公班衛定則」でのもの（条件付無限責任／本稿注(16)参照）を越えるものではなく、第一国立銀行の場合でも、有限責任制について曖昧な部分を残している（本稿注(16)参照）。原因はまだ明確になっていないが、会社損失責任問題が曖昧になっている（余り重視されていない）ことは、日本の会社制度導入初期での特徴のひとつといえる。

以上のように、日本会社制度導入史上において大きな意義を持つごとく、『西航記』で先駆的に商社（会社制度）紹介した時、福沢は、29歳の白皙の青年であった。福沢青年が商社紹介の先駆をなすまでに至る経緯に、以下において述べるように、奥平壱岐が陰に陽に関係している。また、先に触れたように、会社制度導入に焦点を絞って、この経緯を追跡することは、壱岐が薩州商社取建構想に参加するに至るまでの経緯を追跡することでもある。さらに、福沢が商社紹介に至る経緯の周辺と壱岐が薩州商社取建構想に参加するまでに至る経緯の周辺を重ねると、日本会社制度黎明期、幕末期〈^{コンペニー}商社の時代〉の実相の輪郭を浮き彫りにすることができるのである。

3. 福沢諭吉と奥平壱岐(1) — 安政元年（1854）長崎蘭学修業から文久2年（1862）商社紹介まで —

福沢『西航記』『西洋事情』における「商社」「商人会社」の先駆的な啓蒙的紹介は、後述するように、奥平壱岐にも影響を与えていたことが明らかであり、薩州商社取建構想を中心的に担った石河確太郎や本間郡兵衛など、会社制度導入に取り組んだ洋学者達に大きな刺激を与えたことは証明するまでもないことである。中津藩時代の下士福沢と上士の内でも最上級の門閥奥平家・家老壱岐の隔絶した身分上下関係がまるで逆転するかのようになって、明治期以降、啓蒙思想家巨人福沢に比して壱岐の存在感は有るか無きかのごとくになって現在の認識に至っている。しかし、後世の評価とはまったく別に、福沢個人にとって、壱岐は、生涯福沢の深奥に潜在し続け、決して忘却し得ぬ、

愛憎入り乱れた複雑確固たる存在であったことは、明白である。福沢は、没する5年前、明治30年(1897)、64歳の時、64年間の来し方を総括するように回顧録『福翁自伝』の口述筆記を始めている。翌年『福翁自伝』を脱稿した福沢は、その5ヶ月後に最初の脳溢血を発症している。福沢は、急速に迫り来る生涯の終わりを感受し、自伝を起こしたのかもしれない。この『福翁自伝』に、壱岐のことが述べられているのである(壱岐はすでに18年前に享年56歳~59歳で死去している)。そのため、壱岐のことは覚えられていなくても、〈『福翁自伝』に出てくる、青年福沢諭吉の敵役、中津藩家老のあゝ馬鹿息子か〉ということで、壱岐のことは、愚かでこっけいな小悪党の印象としてのみ、後世、ほんやりと残されることになった。壱岐についての記述箇所は、『福翁自伝』でも特異で格別な意味を持っている。壱岐についての記述は、アメリカ・ペリー艦隊初来航(いわゆる黒船ショック)の翌年、安政元年(1854)、21歳の福沢が、初めて中津を出て初めての長崎遊学をするところで登場する。当時、中津藩は、西洋列強の日本接近に触発されて、幕府や他藩がそうであったように、洋式砲術の修得とそれに付随するオランダ語修得に力を入れており、通常ならば他国遊学など無縁であるべき下士の次男福沢の長崎遊学もその関連からかろうじて可能になったのであり(幕末期の異常な対外危機感・外圧感が福沢を中津の「箱庭」から引き出し、洋学へと向かわせたともいえる)、すでに家老子息壱岐は余裕ある長崎遊学に就いていた。福沢の先駆的商社紹介へ至る10年間の経緯と福沢と壱岐との複雑な関係の発端はここにある。

夫れから長崎に行って、さうして桶屋町の光永寺と云ふお寺たよを便つたと云ふのは、其時に私の藩(中津藩)の家老の倅で奥平壱岐と云ふ人は其お寺と親類(光永寺は壱岐の母の実家)で、其処そこに寓居して居るのを幸ひに、其人(奥平壱岐)を便つて、マアお寺の居候になつて居るそのうち其中に、小出[大井出]町に山本物次郎と云ふ長崎両組の地役人で砲術家があつて、其処そこに奥平が砲術を学んで居る其縁を以て、奥平の世話で山本の家に食客に入込みました。抑も是れが私の生来活動の始まり。……処で私を山本の居

候に世話をして入れた呉れた人、即ち奥平壱岐だ。壱岐と私とは主客処を易^かへて、私が主人見たやうになつたから可笑しい。壱岐は元來、漢学者の才子で局量が狭い。小藩でも大家の子だから如何^{どう}も我儘だ。もう一つは私の目的は原書を読むに在て、蘭学医の家に通ふたり和蘭通詞^{オランダつうじ}の家に行つたりして一意専心原書を学ぶ。原書と云ふものは始めて見たのであるが、五十日、百日と、おひおひ日を経るに従て、次第に意味が分るやうになる。所が奥平壱岐は、お坊さん（お坊っちゃん）、貴公子だから、緻密な原書などの読める訳けはない。其中に此方は余程エラクなつたのが主公と不和の始まり。全体、奥平と云ふ人は決して深い巧らみのある悪人ではない。唯大家の我儘なお坊さんで、知恵がない度量がない。其時に旨く私を籠絡して生け捕つて仕舞へば譜代の家来同様に使へるのに、却てヤッカミ出したとは馬鹿らしくて、ソコデ私を中津に還^{めく}へすやうな計略を運らしたのが、私の身には一大災難⁽¹⁸⁾。

「抑も是れが私の生来活動の始まり」と福沢自らいうように、この長崎遊学で初めて「原書」外国語（オランダ語）と接し、その後の福沢の生涯の在り方が決定されていく。この長崎遊学から、洋学者福沢が始まるわけである。この福沢の大きな転換点に、当時26歳～29歳の奥平が絶妙な形で絡まって登場する。福沢の長崎遊学は、まるで壱岐に導かれるように、壱岐の親類の光永寺⁽¹⁹⁾から始まり進行し（特に砲術家山本物次郎の助手を勤めるような寄食生活は、福沢の蘭学修業を深化させた）、そうして壱岐の企み（直ぐに見透かされるような幼稚なもので、「深い巧らみ」では決してない）によって突然終わっていく。福沢は、主人（旦那様）筋の壱岐に平伏しているようで、その実、うまく壱岐を「便つて」居候先を都合よく転々としている。これは、長崎での壱岐と福沢の関係全般についていえることであつたろう。封建身分制度の外面の主従関係は、実質的には、「壱岐と私とは主客処^かを易へて、私が主人見たやうになつたから可笑しい」というように、まんまと福沢主導に組み替えられて、従の福沢は主の壱岐をうまく「便つて」遊学生活を確保して、粘り強くオランダ語修得の実を上げ、先に余裕の遊学生活を送っていた

主の壱岐を追い越していく。「奥平壱岐は、お坊さん（お坊っちゃん）、貴公子だから、緻密な原書などの読める訳けはない」と福沢は壱岐を歯牙にもかけない。壱岐が福沢を苦々しく思うのも無理がないであろう。福沢の壱岐評は、たぶん封建身分制度への怨嗟も混じって、「元来、漢学者の才子で局量が狭い」「大家の我儘なお坊さんで、知恵がない度量がない」と実に辛辣にだが、一方では、「全体、奥平と云ふ人は決して深い巧みのある悪人ではない」（この謂には後述するように実に大きな意味が潜んでいる）としていられる。福沢にとって、壱岐は我儘で底の浅い小狹いところがあるが、底の深い悪人では決してなく、どこか憎めない、育ちのよいお人好し（福沢がそうしたように、壱岐は人からうまくおだてられ、結果的に都合よく利用されやすいところがある）なのである。さらにいえば、福沢は、壱岐の超上士ならではの深く身に付いた「品行」の良さについては、一定の敬意を持っていたと思われる⁽²⁰⁾。品のない屈折した悪人というならば、福沢自らいうように、福沢の方が壱岐より一枚も二枚も質^{たち}の悪い悪人なのである（こうした深い自覚は人間存在として非常に重要である）。福沢にとって、壱岐は、憎悪と敬意というアンビバレントで複雑な対象であった⁽²¹⁾。ここで確認したいことは、福沢が「緻密な原書などの読める訳けはない」と壱岐の学問度量を酷評しても、福沢が漢学の造詣・素養が深いように⁽²²⁾、壱岐も「漢学者の才子」として、福沢とほぼ同時期に蘭学修業を始めたことである。壱岐と福沢は、ともに漢学の素養を基にした、いわば同期の青年蘭学徒であったのである⁽²³⁾。『福翁自伝』によれば、福沢のオランダ語解読の力量に嫉妬し苦々しく思った壱岐が、福沢を中津に追い返すべく、中津にいる壱岐の父親（福沢ら下級藩士・下士が「御隠居様」「旦那様」と拝跪する存在）と計るのであるが、福沢は、その計り事を見破りながら、壱岐の前では、封建権勢による報復を恐れて、知らないふりをし挨拶して長崎を離れるのだが、その際、福沢は壱岐に対して、心の内で「此猿松（悪賢い悪戯者）め、馬鹿野郎め」⁽²⁴⁾と痛罵する。これは、福沢の封建身分制度に対する幾分ルサンチマンに近い声でもある。奥平壱岐の出自である中金家奥平は、「七族五老」の制といわれる中津藩政門

閥支配の中枢、奥平一門「七族」の一家である⁽²⁵⁾。「私のために門閥制度は親の敵^{かたき}で御座る」と福沢がいう場合に、福沢が喚起する一番身近な像は、長崎遊学以降、奥平壱岐であろう。しかし、この壱岐の底の浅い計略による長崎遊学の突然の終わりが、憤懣やる方ない福沢を中津ではなく、江戸に向かわせ、安政2年(1855)、途中の大坂で、福沢のその後の針路を決定づけた、あの関西蘭学の泰斗、蘭方医緒方洪庵(1810文化7～1863文久3)の蘭学塾、適塾(適々斎塾)入門へと誘っていくことになるのである。福沢自ら、「大阪に来て緒方に入門したのは是が本当に蘭学修業の始まり、始めて規則正しく書物を教へて貰いました」⁽²⁶⁾というように、緒方洪庵との邂逅、適塾入門から、福沢の蘭学修業は初めて体系的に、本格的に始まるのである。こうした契機についても、壱岐は、また、自らのおこないが、自身が知らぬところで、福沢を導き、福沢に大きな影響を与えてしまっていたのである。

そうして、こうした福沢と壱岐の奇妙な関係は、まだまだ終わらない。福沢が適塾入門した翌年、安政3年(1856)、兄三之助の病死によって、福沢は、適塾での蘭学修業を中断して中津へ、故兄に変わり福沢家の家督を継ぐ。その時、壱岐も4年以上に及ぶ長崎遊学を終えて、中津に帰ってくる。中津で福沢が壱岐と再会した際の出来事を『福翁自伝』では、次のように記している。福沢から見るとげっふの出るような優雅な蘭学修業を送る奥平と、蘭学修業も覚束無い窮乏に戦々恐々とする福沢の対照がくっきり描かれている中に、福沢と壱岐の微妙で複雑な関係が見え隠れしている。

私が今度不幸(兄の物故)で中津に帰て居る其間に一つ仕事をしました、と云ふのは其時に奥平壱岐と云ふ人が長崎から帰て居たから、勿論私は御機嫌伺に出なければならぬ。或日、奥平の屋敷に推参して久々の面会、四方山の話の序に、主人公が一冊の原書を出して、「此本は乃公が長崎から持て来た和蘭^{オランダ}新版の築城書である」と云ふ其書を見た所が、勿論私などは大阪に居ても緒方の塾は医学塾であるから、医書、窮理書^{きょうり}(物理学書)の外に遂ぞそんな原書を見たことはないから、随分珍書だと先づ私は感心しなければならぬ、と云ふのは其時は丁度ペルリ来航の当分で、日本國中、

海防軍備の話が中々喧しい最中に、此築城書を見せられたから誠に珍しく感じ、其原書が読で見たくて堪らない。けれども是れは、貸せと云た所が貸す気遣はない。夫れからマアいろいろ話をする中に、主人が「此原書は安く買ふた。二十三両で買へたから」となんと云ふたのには、実に貧書生の肝を潰すばかり（『福翁自伝』ではこの箇所の前で、中津にて、福沢が故兄に代わり福沢家の借金40両を返済するため、家財一切を処分して悪戦苦闘し、赤貧洗うごとしの生活を余儀なくされている状況が記されている）。^{とて}逆も自分に買ふことは出来ず、^ま左ればとてゆると貸す気遣はないのだから、私は唯原書を眺めて心の底で独り貧乏を歎息して居る其中に、ヒョイと胸に浮かんだ一策を遣て見た。「成程是れは結構な原書で御在ます。逆も之を讀で仕舞ふと云ふことは急な事では出来ません。^せ責めては、図と目録とでも一通り拝見したいものですが、四、五日拝借は叶ひますまいか」と手軽に触つて見たらば、「よし貸さう」と云て貸して呉れたこそ天与の僥倖。ソレカラ私は家に持て帰て、即刻驚筆^{がペン}と墨と紙を用意して、其原書を初から^{うつ}写掛けた。凡そ二百ページ余のものであつたと思ふ。それを写すに就ては、誰れも言はれぬのは勿論、写す処を人に見られては大変だ。家の奥の方に引込んで、一切客に遇はずに、^{せいぎ}昼夜精切り一杯、根のあらん限り写した⁽²⁷⁾。

「四、五日拝借」といいながら、福沢が原書を筆写を終え返却するのに、「二十日以上三十日足らずの間」⁽²⁸⁾、一ヵ月近くもかかっている。「図と目録」の筆写にそんなにかかるはずがない。福沢は、「原書の主人（奥平壱岐）に毛頭疑ふやうな顔色もなく、マンマと其宝物の正味^{ぬす}を偷み取て私の物にしたのは、^{わるもの}悪漢が宝蔵に忍び入つたやうだ」⁽²⁹⁾と得意気に述べているが、おそらく、壱岐は、福沢がこっそりと原書丸ごと筆写することを承知で貸したのに違いない。それを承知の上で原書を福沢に貸したのは、壱岐の悪戯心もあろうが、同時に壱岐は、福沢の蘭学に打ち込む異常な程の情熱と嫉妬すら覚える学問修得の力量をよく認識している。壱岐は、自分が及ばない、情熱と力量をして、福沢ならば、原書丸ごと筆写を必ずやり遂げると確信して

いたに違いない（福沢も、原書丸ごと筆写を承知で壱岐があえて貸したことをある程度気付いていたと思われる）。壱岐は、おそらく、再会時に、適塾修業を得て長崎遊学時よりさらに成長し磨きのかかった福沢の蘭学研究者としての資質と度量と情熱を、それは自分のそれを遥かに凌駕するものとして、身分差を超えて、高く評価していたのである。しかし、福沢の方は、壱岐が4年以上に及ぶ長崎での蘭学修業で何を得たかということなどは、はなから知ろうとしないのである。福沢がそうであったように、壱岐が長崎の蘭学修業を通して獲得したものや内面の変化はあったはずであるが（壱岐は蘭学修業がなければ、おそらく薩州商社取建構想に参画することはなかった）。

中津での壱岐との再会の時、福沢の蘭学修業は最大の危機にあった。母親以外、親戚や周囲の者は、すべて福沢の大坂での蘭学修業再開を猛反対していた。家財一切売り払い貧窮の中にあつて、母と姪の二人残し、ほとんど無一文の若い福沢は、何度か蘭学修業を放棄しようとしたはずである。もしこの時放棄していて、中津でこじんまりと役職に甘んじていたならば、後の洋学者・啓蒙思想家福沢はなかったかもしれない。家督相続の義務と蘭学修業再開の意思の間で極度に動揺する福沢が、とにかく当面、うち掛かる大きな不安を忘れ、蘭学修業への消えそうなほむらを灯し続けることができたのは、この奥平の原書を無心になって、一ヶ月近く「昼夜精切り一杯、根のあらん限り写した」作業ではなかったか。実際、この丸写し作業の直後、福沢は、安政3年の暮れ、意を決して再び、大坂適塾へと向かうのである。そうして、この〈偷み取た〉原書丸ごと筆写本が重要な道具となって、『福翁自伝』のドラマは、次の段階に展開していく。

夫れから、大阪着は其歳（安政3年）の十一月頃と思ふ、其足で緒方へ行て……夫れから私は、（緒方洪庵は）先生だからほんとうの親と同じ事で、何も隠すことはない、家の借金の始末、家財を売払ふた事から、一切万事何もかも打明けて、彼の原書写本的一条まで真実を話して、「実は斯う云ふ築城書を盗写して此通り持て参りました」と云た所が、先生は笑て、「爾うか、ソレは一寸との間に、怪しからぬ悪い事をしたやうな、又善い

事をしたやうな事ぢや。……ソコデお前は、一切聞いて見ると、如何しても学費のないと云ふことは明白に分つたから、私が世話をして遣りたい、けれども外の書生に対して何かお前一人に^{ひいき}鼻^{びな}ずするやうにあつては^よ宜くない。待て待て。其原書は面白い。就ては乃公^{おれ}がお前に云付けて此原書を訳させると、^し斯う云ふことに仕やう、^も其つもりで居なさい」と云て、ソレカラ私は緒方の食客生になつて、……私は医者でなくて只翻訳と云ふ名義で医家の食客生になつて居るのだから、其意味は全く先生と奥方との恩恵好意のみ、実際に翻訳はしてもしなくても宜いのであるけれども、嘘から出た誠で、私は其書を翻訳して仕舞ひました⁽³⁰⁾。

いかな福沢でも、適塾に無一文丸裸の食客（居候）として、露骨に転がり込むことはできなかった。奥平の高価な原書の写本は、緒方洪庵への唯一の何とも格好な手土産兼学費担保として大いに役立ち、これにより、福沢は「翻訳と云ふ名義で医家の食客生」として無事、蘭学修業に復帰できたわけである。ここに、福沢が「安政三年の十一月頃から塾に^{はいっ}這入て内塾生となり、是^そが抑も私の書生生活、活動の始まりだ」⁽³¹⁾というように、以後、福沢の生涯で最も愉快で奔放な適塾書生共同生活（旧制高等学校寮生活のようで、猛烈に勉強をしたが、塾生仲間と小悪事・悪戯も散々している。福沢にとって一番大切でかけがえのない時期となる）の青春を謳歌しながらも、福沢の蘭学修業は格段の深まりを得て、適塾の俊英として頭角を現し、緒方洪庵に代わり塾生をとりまとめる適塾塾長になるに至るのである。ここでの福沢の大きな転換点においても、沓岐は、またもや自分の知らぬところで、結果的に重要な役割を果たしていたのである。逆にいえば、中津で沓岐に再会せず原書筆写もなかったなら（おそらく福沢は押し潰されていたはずである）、福沢の針路また違ったものになっていた可能性があったのである。さらに、この適塾塾長福沢諭吉の評価は、福沢を大坂から江戸に引き出して、そこから福沢は、蘭学から英学へ転換、渡米体験とさらに渡欧体験、洋学私学校慶応義塾を創設するという次のさらなる発展段階へと福沢を次々に誘っていく。そうして、そこでもまた沓岐があらかじめ待っていたかのように登場するの

である。

私が大坂から江戸へ来たのは、安政五年（1858／この年、アメリカを皮切りにイギリス・ロシア・フランス・オランダ、5ヶ国と修好通商条約を締結して、外国貿易が開始され鎖国は実質的に崩壊）二十五歳の時である。同年江戸の奥平の邸から、御用があるから来いと云て、私を呼に来た。それは、江戸の邸に岡見彦曹（彦三）と云ふ蘭学好の人があつて、此人は立派な身分のある上士族で、如何かして江戸の藩邸（築地鉄砲洲の中津藩中屋敷）に蘭学の塾を開きたいと云ふので、様々に周旋して、書生を集めて原書を読む世話して居た。所で、奥平家が私を其教師に使ふので、其前松木弘安（薩摩藩士後に寺島宗則）、杉亨^{こうじ}（1828文政11～1917大正6／長崎出身の蘭学者。後世、日本統計学の開祖と評価されるが、福沢らとともに啓蒙集団明六社の社員となる）と云ふやうな学者を雇ふて居たやうな訳で、私が大坂に居ると云ふことが分つたものだから、他国の者を雇ふことはない、藩中にある福沢を呼べと云ふことになつて、ソレで私を呼びに来たので、其時江戸詰の家老には奥平壱岐（この時30歳～33歳）が来て居る。壱岐と私との関係に就ては、私は自ら自慢しても宜いことがある。是れは如何にしても悪感情がなければならぬ筈、衝突がなければならぬ筈、けれども私は其人と一寸とも戦たことがない。彼は私を敵視し愚弄して居ると云ふことは、長崎を出た時の様でチャント分つて居る。長崎を立つ時に、「貴様は中津に帰れ。帰つたら誰に此手紙を渡せ。誰に斯う伝言せよ」と命ずるから、ヘイヘイと畏りながら、心の中では舌を出して、「馬鹿言へ、乃公は国帰りはせぬぞ、江戸に行くぞ」と云はぬばかりに、席を蹴立て、出たことも、後になつれば先方でも知て居る。けれども其後、私は毎度本人に逢ふて仮初にも怨言を云ふた事のない所ではない。態と旧恩を謝すると云ふ趣ばかり装ふて居る中に、又もや其大切な原書を盗写したこともある。先方も悪ければ此方も十分悪い。けれども唯私が、其事を人に語らず顔色にも見せず、御家老様と尊敬して居たから、所謂国家老のお坊さんで、今度私を江戸に呼寄せせる事に就ても、家老に異議なく直に決して

幸であつたが、実を申せば壱岐よりも私の方が却て罪が深いやうだ⁽³²⁾。

日本への会社制度導入に関して、後述するように、重要な役割を果たすことになる薩摩藩士・蘭学者（蘭方医）松木弘安（寺島宗則／1832天保3～1893明治26）⁽³³⁾が一時江戸の中津藩蘭学塾に教師として雇われていたことは興味深い（松木は洋学を通じた福沢の年来の知己であり、両者ともに日本会社制度導入史上、非常に重要な役割を果たすことになる）、「他国の者を雇ふことはない、藩中にある福沢を呼べと云ふことになつて」ということを中心的に唱えおこなった者は誰であろうか。形の上での提唱者は岡見彦三（壱岐派の中津藩要路）であるが、実質的には、それは、嫉妬する程、福沢の蘭学者としての力量を理解している藩最高権力者、江戸詰家老奥平壱岐ではないのか。動かすことのできない事実としては、江戸藩邸内の蘭学塾に関して、「江戸詰の家老」奥平壱岐の最終判断によって、福沢の就任は実現したということである。奥平が福沢に対して、ただ単に「敵視し愚弄して居る」という深い憎悪だけ持つものであるならば、蘭学塾に関しても就任どころか、今度もまた「貴様は中津に帰れ」とできたはずである。「壱岐と私（福沢）との関係」は、相互に「悪感情」だけではなく、蘭学を通して、相互に身分を超えて認めあう親愛が存在していたのではないか。「私のために門閥制度は親の敵^{かたき}で御座る」とする封建身分制度への徹底した嫌悪・憎悪は、福沢のトラウマとなり、自身の思想的存立根拠の一部にさえなっている。福沢は、思想家として在り続けるためにも、生涯、封建身分制度を嫌悪・憎悪し続けねばならなかった。本当は福沢は個人的には奥平にある種親愛を覚えることがあったとしても、奥平壱岐は、下級藩士層を代表する福沢にとって、生涯、憎悪・嫌悪すべき対象、親の敵^{かたき}の「門閥制度」を象徴する存在としてあらねばならなかったのである。階級憎悪と蘭学を通じた親和感・近親感が均衡するところに、「先方も悪ければ此方^{こつち}も十分悪い」という奇妙な対等感や、さらに「実を申せば壱岐よりも私の方が却て罪が深いやうだ」という諧謔・自虐感が表出する。しかし、奥平には、福沢に対して、生まれついて階級的かつ年長者の優越感を持っていても、福沢の場合のような消すことのできない

トラウマ感や極まって落涙してしまうような階級憎悪など何一つ持っていない。奥平は、福沢の思っている程、福沢を「敵視し愚弄して」はいない。仮に、奥平が中津藩門閥奥平一門の「国家老のお坊さん」でなければ、福沢にとって奥平は、親密な蘭学仲間であったかもしれない。

この大坂から江戸への転出を起点に、10年後のあの慶応義塾創設の起源となる中津藩中屋敷での蘭学塾教授、江戸近郊の開港直後の横浜外国人居留地で蘭学時代の終わりと英学時代であることを知って英学へと急遽転換、さらに高まる英語研究熱から、遂には、江戸の蘭学大家桂川家に頼み込み、桂川家の親類である軍艦奉行・咸臨丸提督木村撰津守（1830天保1～1901明治34／芥舟。幕臣撰津守は明治政府からの招聘に応ぜず「瘠我慢の説」を貫いた。福沢は維新後、撰津守の生活を陰に陽に支援し、両者の深い親交は生涯続く）の従者として、万延元年（1860）に品川沖から咸臨丸にて渡米・滞米体験まで果たし（咸臨丸艦長格の勝海舟〈1823文政6～1899明治32／撰津守とは対極的に、幕臣勝は明治政府の海軍卿・元老院議員・枢密顧問官まで上り詰め正二位勲一等伯爵に叙され、その在り方は福沢の「瘠我慢の説」の観点から痛烈に批判されたが、勝も福沢同様一級の洋学者で、次回以降本稿で述べるように、日本の会社制度導入史上に一定の役割を持ち、奥平壱岐にも大きな影響を与えた。福沢と勝の関係もまた複雑である）と咸臨丸通弁主任のジョン万次郎こと中浜万次郎〈1828文政11～1898明治31／英学を通して、石河確太郎の盟友本間郡兵衛とも交流があった）も随行した）、帰国直後、英語研究の成果として、福沢の著述出版活動の始まりとなる『華英通語』の翻訳出版をおこなう、などと急展開し、江戸への転出からわずか3年余りで、後の啓蒙思想家福沢諭吉についての原像彫琢は基本的に終わっている。これら一連の急展開は、福沢があのまま、適塾塾長として大坂に留まっていたは、とても不可能なことであり、藩命で江戸に呼ばれていたこそ、可能なことであった。福沢がどのように思おうとも、結果的に、福沢を江戸に誘ったのは壱岐であった。長崎遊学→大坂蘭学修業→江戸への転出、福沢の重要な転換点には、いずれも壱岐が結果的に大きな役割を果たしている。『福翁自伝』

での前半のドラマの重要な転換点では、壱岐は、まるで、〈福沢青年^{よにでる}出世物語〉でのトリックスターのように描かれている。『福翁自伝』では、小狡くて油断のならないがどこか憎めない悪戯者「猿松」奥平壱岐は、悪戯を福沢に仕掛けながらも、それがいつも結果的には福沢青年が洋学者として一歩一歩と世に出るきっかけをつくるトリックスターの役割と福沢青年サクセス・ストーリーの狂言回しを担っているのである。〈もしもトリックスター壱岐が登場しなければ、『福翁自伝』での重要な展開はできなかつたのではないか?〉とさえ思える。

福沢帰国直後、福沢のこの渡米経験と英語研究の実績が評価されて、当時英語・蘭語に通じた人材に不足していた幕府は、福沢を外国方に雇い、福沢は陪臣（幕府の家人となった大名の家臣）格の幕臣の身分となり、外国公使から来る英文・蘭文の公文書の翻訳に勤める。こうした経歴がさらに物をいって、幕臣福沢は、前述したように、幕府御雇通詞として、文久元年（1860）に文久遣欧使節団（本稿注(2)参照）に随行して渡欧し、約1年間イギリスやヨーロッパ各国を巡行、帰国後、『西航記』をまとめ、日本における会社制度（商社）の先駆的紹介となる、「商社と名くる者は、二、三の富商相謀て一商事を起し、其事を巨大にせんと欲する……」との、あの「商社」の紹介がおこなわれることになるのである。『福翁自伝』で福沢は、文久遣欧使節団随行に関して次のように述べている。

私（福沢）の欧羅巴巡回中（文久遣欧使節団随行中）の胸算^{きょうざん}（目論見）は、凡そ書籍上で調べられる事（理化学・器械学・エレクトル・蒸気機関・印刷技術・諸工業製作技術など）は、日本に居ても、原書を読で分らぬ処は字引を引て調べさへすれば分らぬ事はないが、外国の人に一番分り易い事で、殆ど字引にも載せない^{こつち}と云ふやうな事が此方^{むつ}で一番六かしい。だから原書を調べて、ソレで分らないと云ふ事だけを、此逗留^{この}（ヨーロッパ滞在）中に調べて置きたいものだと思て、其方向^{その}で以て、是れは相当の人だと思へば、其人に就て調べると云ふことに力を尽して、聞くに従て、一寸々々斯う云ふやうに（この時福沢は口述筆記者に細長く古びた一小冊

を示す) 記して置いて、夫れから日本に帰てソレを台にして尚ほ色々な原書を調べ、又記憶する所を綴り合せて、西洋事情と云ふもの(帰国直後に『西航記』をまとめ、それを基にして『西洋事情』を完成させた)が出来ました。……例へば、コゝに病院と云ふものがある、所で、其入費の金は、どんな塩梅にして誰が出して居るのか、又、銀行と云ふものがあつて、其金の支出入が如何して居るか、郵便法が行れて居て、其法は如何云ふ趣向にしてあるのか、仏蘭西では徴兵令を励行して居るが、英吉利には徴兵令がないと云ふ其徴兵令と云ふのは、抑も如何云ふ趣向にしてあるのか、其辺の事情が頓と分らない。ソレカラ又、政治上の選挙法と云ふやうな事が皆無分らない。分らないから、選挙法とは如何な法律で、議院とは如何な役所かと尋ねると、彼方の人(西洋人)は只笑て居る。何を聞くのかも分り切つた事だと云ふやうな訳け。ソレガ此方では分らなくて、どうにも始末が付かない。……ソレが略分るやうにならうと云ふまでには骨の折れた話で、其謂れ因縁が少しづつ、分るやうになつて来て、入組んだ事柄になると五日も十日も掛つて、ヤツ胸に落ると云ふやうな訳けで、ソレが今度洋行(文久遣欧使節団随行)の利益でした⁽³⁴⁾。

この渡欧において、福沢が持っていた最大の関心事は、蒸気機関のような原書で調べられる「文明の形のみ」の物的技術ではなく、銀行、選挙法、郵便法、徴兵令など、現地西洋では余りに当り前過ぎて、説明に困るような「無形の一物」「耳目を以て見聞す可しと雖も、手を以て握り錢を以て売買す可き実物にあらざる」との社会制度や政治制度の内容のことであったことがわかる(本稿注⁽²²⁾参照)。この西洋では当り前になっている社会制度のひとつに、銀行制度や郵便制度や病院制度などと並んで「商社」、会社制度があったのである。福沢の探求心の塊のような視線の内に、西洋では当り前になっていた会社制度、「商社」のことが当然のごとく、入ってくる。『福翁自伝』での文久遣欧使節団随行回想記述からは、29歳の福沢青年が、細長いメモ帳を片手に、機会ある毎に、現地の西洋人をつかまえて、〈会社制度とは何か〉から始まって会社制度の「入組んだ事柄」に至るまで、執拗に食い下

がりヒヤリングをおこなっている、西洋から見ると幾分滑稽さを覚える情景が彷彿してくる。「商社」と名付けた会社制度について、「彼方の人は只笑て居る」ということもともないながら、「略分るやうにならうと云ふまでには骨の折れた」ことであつたであろう。この滑稽でえある情景こそが、西洋では「只笑て居る」しかない程当り前過ぎる政治制度や社会制度や諸技術の異文化を執拗に食い下がって消化しようとする近代日本全般の在りようであつた。

こうした「骨の折れた」滑稽な過程を経て、まとめられた福沢の「商社」紹介は、西洋人が当り前過ぎて説明できずに「只笑て居る」だけの事柄についても恥じ入ることなく追究したもので、フランスで目撃した鉄道の印象の強さに押されて、巨大事業にやや偏して記されては、いるものの、会社制度の要点について、枝葉末節が削ぎ落されて、まとめられているため、ごつごつと粗くはあるが、前述したように、個人事業を超えた合本 joint-stock としての会社制度の本質の正鵠を射たものになっている。福沢は、その若い感性で、当時西洋には当り前のように在りながら日本には欠落している注目すべき幾つかの異文化の内のひとつとして、会社制度を見出だし即紹介している。日本への会社制度を、「商社」と名付けて先駆的に啓蒙的に紹介する任を担ったのは、わずか8年前に長崎で初めて横文字に触れた29歳の青年であつたのである。長崎での蘭学修業から会社制度紹介に至る8年間、福沢が突き進んできた原動力のひとつに、「親の敵」門閥奥平壺岐に対するルサンチマンにも似た強烈な反発力があつたことは、これまで述べてきたように、『福翁自伝』の展開からも別出することができる。強固な封建身分制の内に緊縛されている若い無力な福沢が、「親の敵」門閥壺岐を超えていくことのできる手立ては、粘り強くひとつのことを成し遂げることを苦勞知らずの「国家老のお坊さん」の壺岐が持ち合わせていない点を徹底して衝いて、根気のいる蘭学修業を粘り強く継続して、学問的に壺岐を遥かに凌駕することで、徹底的に壺岐を笑いのめすことしかなかった。福沢は、要所要所で、想定された「親の敵」門閥かつ封建身分制度の権化壺岐への強烈な反発力によって、

遮二無二前進してきたのである。であるから、福沢が、ヨーロッパ巡回中に、「商社と名くる者は……其事を巨大にせんと欲するときは、**世上に布告して、何人を論ぜず**金を出して其社中に加はることを許し」との、封建身分制度の暗い閉鎖性との対照性をくっきりさせ、一切の身分を問わない明るい開放性を内包する会社制度を異文化の内に見出だしたことは、必然的だったともいえる（しかし、先にも触れたごとく、福沢の会社制度に対する関わりと役割は、『西航記』と『西洋事情』での商社紹介で本質的には終わってしまう。壱岐は、『西航記』と『西洋事情』以後に、薩州商社取建構想という啓蒙の意味を越えた会社制度の実際の導入の試みに関わっていくのである。これらのことの詳細は後述する）。こうした展開は、外から見ると、結果的には、まるで敵役壱岐その人に福沢が導かれているような軌跡を描いた。

だが、実際の生身の壱岐は、個人的には、小狡く我儘ではあるが、「決して深い巧みのある悪人」ではなく、和漢洋学の素養に秀でた品行卑しからぬ、間抜けな程のお人好しで憎めぬところさえある。本当は憎み恨み切れるものではない。福沢が、わずか8年の経過で、洋学教授をおこない、2回も海外渡航・西洋体験をし、異文化を紹介できる程のひとかどの学者に成れたのも壱岐の存在が陰画のごとく大きく影響している。このことを福沢も本当は認識している。福沢の内側で、奥平壱岐は、生涯憎むべきものとして想定された「親の敵」^{かたき}門閥の象徴的存在奥平壱岐と自分を洋学者へと導いた、和漢洋学の素養に秀でた品行卑しからぬ、生身のお人好し奥平壱岐に分裂している。それが外側に向かって表現されると、〈トリックスター「猿松」奥平壱岐〉となる。さらにそれを外面だけ見ると、笑うべき間抜けな〈家老の馬鹿息子〉の印象だけが残ることになる。

しかし、慶応元年（1865）～慶応3年（1867）に記された奥平壱岐「適薩俗記」から汲み取れる奥平壱岐像は、〈トリックスター「猿松」奥平壱岐〉ではない。それは、特に渡欧を契機にした福沢の著述出版活動を常に注目しながら、そこから一定の影響を受けて、及びもつかないとわかりつつ、啓蒙思想家福沢諭吉の後ろ姿に追いつこうと、また自分なりに何とか時代に自己

を投入しようと必死にあがく奥平壱岐像であり、それはまた、近代黎明期日本の普遍的な青年・壮年像でもあった。そのことを、慶応3年の夏から秋にかけて大坂で、壱岐が薩州商社取建構想と邂逅し体験した経緯がよく表している。これは同時に、薩州商社取建構想が時代に対して持っていた意味をもよく表している。さらにいえば、これは、会社制度が会社制度以上の意味を持っていた時代の情景なのである。

またしかし、「適薩俗記」について述べる前に、「適薩俗記」に至るまでの、福沢と壱岐の関係の経緯について述べなければならない。(つづく)

追記

本稿序言で記した酒田郷土史家田村寛三氏が、逝去された。奇しくも本稿初校の刷りあがり与时を同じくした。田村氏への哀悼と積年の薫陶に深謝の意を表させていただきます。

注

- (1) 参考までに、薩州商社及び石河確太郎に関する本研究(長谷川洋史)の主要なものをあげておく。論文等：①『『薩州商社』について—幕末株式会社制度移植史研究—』(関東学院大学経済学会『経済系』第165集、1990年10月)。薩州商社についての直接的史料が未蒐集なので、薩州商社取建構想の実在性の可能性について述べたに止どまった。②「幕末・明治初期における会社制度概念受容の特質について」(1)(2)(東亜大学『研究論叢』第19巻第2号・第20巻1号、1995年3月・9月)。薩州商社研究の前提として、幕末・明治初期において、近代西洋の異質な会社制度の概念を在来日本の独自の諸観念においてどのように受容したか(たとえば、近代西洋では会社制度の基礎となる個人の利益を、日本では、エゴイステックな「小利」とし、会社・商社による利益を公益「大利」とした)について、兵庫商社(幕府指導)・比義商社(五代才助)・コムパニー概念(松木弘安)・薩州商社発端・明治政府会社制度導入政策などを例証にして述べた。③「薩州商社取建計画と薩摩藩『大和方交易方』の商社への改編計画との関係についての概論」(東亜大学『経営学部紀要』、1995年7月)。薩州商社についての直接的史料を発掘した諸成果を踏まえてまとめたもので、薩州商社研究の実質的な第一歩となる。薩州商社取建構想の実在性とこの構想の前段階に薩州産物会所構想があったこと、これら一連の構想は実は「日本紡織業の開祖」と称される石河確太郎^{またつ}が中心となつて取り組まれたものであったことを明らかにした。④「薩州商社取建構想の先行段階としての薩州産物会所取建に基づく大和交易構想に

ついで薩摩藩交易方掛石河確太郎の経営思想を中心にして(1)(2)(3)(4) (東亜大学『経営学部紀要』第5号・第6号・第7号・第8号、1996年8月・1997年2月・9月・1998年2月)。薩州産物会所の機能の内容と薩州商社取建構想は薩州産物会所交易構想を基本的枠組していることを述べ、機械紡績(生産)を薩州産物会所(流通)が包摂する石河の経営思想の特質を指摘した。⑤「大和薩州産物会所取建の時期と場所について—曾我村と高田村の場合を中心にして—」(東亜大学『研究論叢』第21巻第2号、1997年3月)。薩摩藩側石河確太郎から大和薩州産物会所取建の要請を受ける現地大和国側の有力商人・豪農側の史料と薩摩藩側の史料を照応させて、大和産物会所取建の過程の初期(文久2年頃/大和国の南方〈高市郡曾我村〉と北方〈大和郡山〉、2ヶ所に大和薩州産物会所を取建てる予定であった)から後期(慶応2年頃/大和国南方の葛下郡高田村〈当初は曾我村〉)に大和薩州産物会所取建場所が絞られていく)まで追究した。⑥「『薩州商社発端・薩州商社条書』の二つの版(大槻版と本間版)について—薩州商社発端条書起草百三十周年に際して—」(東亜大学『研究論叢』第22巻第1号、1997年12月)。慶応3年末、仙台藩士大槻文彦(日本初の国語辞典『言海』を著した国語学者)が起草直後の「発端」「条書」を筆写したものの(大槻版/大槻文彦「慶応卯辰実記」に掲載。この稿ではまだ「慶応卯辰実記」原本〈宮城県立図書館所蔵〉の存在を知らず、その原本をさらに筆写したものの〈東京大学史料編纂所所蔵〉を使用)と、原本「発端」「条書」(本間版/本間利美家所蔵)の主要箇所を比較対照し、その相違(大槻版「条書」全36箇条に対して本間版「条書」全40箇条であることなど)の意味について述べたもので、大槻版と本間版の「発端」「条書」全文も掲載した。なお同稿で、『忠義公史料』に掲載された匿名の「慶応四年明治元年八月『泉州堺薩州商社演舌之覚』」を紹介した。しかし、今回、本稿本文で述べるように、「泉州堺薩州商社演舌之覚」は、奥平彦岐によって、慶応4年明治元年(1868)8月ではなく、慶応3年(1867)8月に記されたものであることが、「適薩俗記」によって明らかになった。⑦「『薩州商社発端』の解析」(東亜大学『経営学部紀要』第9号、1998年9月)。「薩州商社発端」(以下「発端」と略記)全文の内容を冒頭から終わりまで逐一分析して、「発端」は石河確太郎の地の文章が盛り込まれていて「発端」「薩州商社条書」(以下「条書」と略記)が石河を中心に起草されたことの左証になっていること、「発端」におけるアジア的要素のこと、「発端」で表明された「公班衛」概念は株式会社形態へと発展する契機を含んだ合資会社の形態に近いものであることなどを述べた。⑧薩州商社と大童信太夫と奥平操一と—「薩州商社発端・薩州商社条書」をめぐって—(福沢諭吉協会『福澤手帖』98、慶應義塾大学出版会、1998年9月)。「発端」「条書」を筆写掲載した大槻文彦『慶応卯辰実記』作成を命じ保管していた仙台藩留守居役大童信太夫(大槻の上司)、維新後大童の助命歎願に奔走した福沢諭吉、福沢と因縁深い奥平操一(彦岐)、薩州商社取建構想に参画した奥平と石河確太郎、と「発端」「条書」を巡って織り成された光景の素描とした小文。今回の本稿のモチーフともなった。⑨「大槻版『薩州商社発端』『薩州商社条書』の出自・経緯について」(東亜大学『研究論叢』第22巻第2号、1999年3月)。慶応3年末、仙台藩士大槻文彦(日本初の国語辞典『言海』を著した国語学者)が起草直後

の「発端」「条書」を筆写したもの（大槻版／大槻文彦「慶応卯辰実記」に掲載）、原本「発端」「条書」（本間版）と精緻に対照するために、その経緯から内容にいたるまで明確にすることを目的とした。なお、原本大槻版「発端」「条書」と「適薩俗記」は、ともに江戸日本橋の文具舗「金花堂」の帳面を用いたものであったことを述べた（この段階では金花堂の系譜が東京日本橋で和紙老舗「株式会社^{はいばら}榛原」として現存していることはまだ知らなかった。金花堂については、今回以降の本稿で後述する）。

⑩『「薩州商社条書」の解析(1)(2)(3)(4)』（東亜大学『経営学部紀要』第10号・第12号・第13号・第15号・第16号、1999年3月・2000年3月・12月・2001年10月・2002年2月）。日本初の本格的社則といえる「条書」全40箇条、第1条（一株掛金5千両による入社規定）から第40条（商社益金の配分規定）まで、各箇条ごとに精緻に分析し、薩州商社が内包する、近代国家と近代社会の契約関係の先駆性、政治権力から独立した近代的法人性の先駆性、在来の既成の制度と外来の会社制度の混成などについて述べた。⑪「石河確太郎年譜(1)―薩州商社研究の観点から―」（東亜大学『研究論叢』第26巻第1号、2001年12月）。薩州商社取建構想の取り組みの中心的存在としての石河確太郎の死没までの経緯を調査しまとめたもので、あわせて幕末期の会社制度導入の経緯についての事柄も盛り込んだ。後続の稿作成の予定であったが未完。

⑫「寺島宗則（松木弘安）の『コムパニー』概念について―解放思想としての会社制度―」（日本経済思想史研究会『日本経済思想史研究』第4号、2004年3月）。薩摩藩士・洋学者松木弘安の政治的範疇に重点を置いた、独特な会社制度概念理解（コムパニー概念）の分析を通して、幕末・明治初期において、会社制度が経済的範疇のジョイント・ストック（合本）としてだけでなく、政治的範疇の近代国家としての集権制としても受容されたこと、会社（経済的範疇）と国会（政治的範疇）が解放思想を共通母胎とする同意義な双子的存在であったことなど述べた。⑬『「薩州紡績役所^{コンパニー}公班衛定則」の解析(1)(2)』（第一経済大学経済研究会『第一経大論集』第35巻第2号・第35巻第3号、2005年9月・12月）。大阪商工会議所所蔵の五代友厚関係文書中から発掘した「薩州紡績役所公班衛定則」（以下「公班衛定則」と略記）は、「条書」の内容と類似する箇所が多くあること（英語 company・蘭語 compagnie の特徴ある当字「公班衛」は「条書」と石河確太郎の文書とこの「公班衛定則」にしか確認されていない）からも、その起草主体は石河確太郎らである（またこの史料自体が従来不明確であった石河確太郎と五代才助の確かな関係の左証となっている）を指摘し、「公班衛定則」と「条書」の内容を逐一照応させ、分析した。⑭「薩州産物会所交易構想と近江商人商法の関係について―石河確太郎と近江商人―(1)(2)(3)」（福岡経済大学経済研究会『福岡経大論集』第36巻3・4巻第37巻合併号・第38巻第1号・第39巻第1号、2007年9月・2008年12月・2010年2月。石河確太郎の周辺に色濃く投影している近江商人（五個荘藤井家など）の存在についてのより具体的な追究、薩州産物会所交易方式に対する近江商人商法の影響の分析、本間郡兵衛の出自である酒田（薩州産物会所交易・北国交易の東北地区本拠地に設定される）及び酒田商人（近江商人出身者が多い）と近江商人の深い関連についての追究などを通して、薩州産物会所交易構想及び薩州商社取建構想における近江商人の位置づけについて述べた。

- (2) 兵庫・新潟開港と江戸・大坂開市の延期交渉のため、勘定奉行兼外国奉行竹内保徳^{やすのり}を正使とする遣欧使節団一行 38 名は、イギリス艦オーディン号で渡航、イギリス・フランス・オランダ・プロシア・ロシア・ポルトガルの 6 国を歴訪した（交渉の結果、「ロンドン覚書」を基に開港・開市は、1863 年 1 月 1 日より 1868 年 1 月 1 日までの 5 年間延期となった）。一行の中には、福沢の洋学の親友、薩摩藩士松木弘安（寺島宗則）もいた。
- (3) 「薩州商社」の場合が典型的であるが、幕末において会社制度（商社）の導入を試みた商業部門は、外国貿易を前提とした卸売部門（直接消費者に販売せずに他の商業者に販売するいわゆる問屋）である（薩州商社の場合だと和州繰綿問屋村嶋屋、羽州廻船問屋本間家、薩摩廻船問屋浜崎太平次家などである）。伝統的に日本商業や商人株仲間の中の中心的存在は、巨大な問屋や廻船問屋であったからである。このことから、幕末では、卸売業・問屋の「商社」化したイメージが、会社一般のイメージとして流布した。直接消費者を販売対象とする小売部門にも会社制度が導入されていくのは、明治期に入ってからである。現在では、語彙としては、もはや「商社＝会社一般」として用いられていないが、世界的規模で外国貿易に従事する三井物産・三菱商事・丸紅・伊藤忠商事など、大規模の卸売（問屋）会社に対しては、「商社」あるいは「総合商社」などの呼称が日常的に用いられている。こうした現在の「商社」なる古びた呼称の用い方は、日本の会社制度導入期のイメージの記憶ともいえる。また幕末期では、「商社」（会社）の別称として、片仮名「コンペニー」の表記を用いることが多かった。「コンペニー」は、蘭語「*compagnie* コンパニー・コムパニー」と英語「*company* カンパニー・カムパニー」の表音表記であるが、幕末開港とはいえ、いまだ蘭学（長い鎖国時代許された唯一の洋学）の影響力が強かったことから、「*compagnie* コンパニー」を主に表音表記したものであろう。鎖国下の長崎出島（鎖国以前は平戸）のオランダ商館は、「オランダ東インド会社 *Vereenigde Oost-Indische Compagnie*」「フェレーニフデ・オースト・インデイスヘ・コンパニー（直訳すると「合同・東インド・会社」）」の支社でもあった。1602 年（慶長 7）に設立したオランダ東インド会社（1799 年〈寛政 11〉に解散）は、巨額の資金を必要とするアジア貿易を目的として複数の「完成途上にある」「特別に拡大された」合資会社形態（経営権を持つ無限責任の社員〈出資者〉と経営権を持たぬ出資だけの有限責任の匿名社員群によって構成）が合同（合本 *joint-stock*）しかつ社員（出資者）全員の有限責任制（全社員は会社損失に対して出資金額以上の責任を負わない）を初めて導入した、研究史上、「株式会社の起源」と評価される〈世界最古の株式会社〉である（大塚久雄『株式会社発生史論』〈『大塚久雄著作集』第 1 巻、岩波書店、1969 年〉参照。しかしオランダの連邦議会から特許条を受けた、アジア貿易の独占権を持つ会社でもある）。幕末開港による外国貿易の開始が日本の会社制度導入の大きな起動となったように、西洋で発生した会社制度そのものも、外国貿易、アジア貿易を起動として大きく展開したことは注目してよい（資本制社会発生の基礎となった、18 世紀中頃～19 世紀中頃のイギリス産業革命もアジア貿易を起動にしている）。オランダ東インド会社は、その設立からわずか 8 年後の 1609 年（慶長 15）に平戸に商館（支社）を開設している。オランダ東イ

ンド会社は、中国で購入した生糸と、主に長崎出島で交換した日本産銀・銅（後に銅が中心）でもってアジア産の香料（スパイス）を購入しヨーロッパで販売して利潤を得ていた（香料貿易）。1600年（慶長5）に設立したイギリス東インド会社（1858年〈安政5〉に解散）も1613年（慶長18）に平戸に商館（支社）を開設したが、わずか10年後の1623年（元和9）、鎖国前に商館（支社）を閉鎖して日本から撤退している。幕末開港・外国貿易を機に会社制度導入を始めた日本ではあったが、奇妙なことに鎖国下250年もの間、会社制度の最高形態たる〈最古の株式会社〉の「compagnie コンパニー」が、国内に隔離されて存在していたのである。幕末期、「コンペニー」に「公班衛」との漢字を当てて表記した例は、「薩州商社発端」（「公班衛」に「コンペニー」のルビを表記）と石河確太郎による文書（「コンペニー」の表記はなく「公班衛」とだけ表記）と「薩州紡績役所公班衛定則」（「コンペニー」の表記はなく「公班衛」とだけ表記）だけである。いずれも蘭学者石河確太郎が深く関係しているものである。しかし、興味深いことに、「薩州商社発端」の大槻版（本稿注①参照）では、「公班衛」に「コンパニー」とのルビを記しているのである（本間版「薩州商社発端」中のすべての「公班衛」の箇所「コンペニー」とのルビを記しているのに対して、大槻版「薩州商社発端」中では一箇所の「公班衛」にだけルビが記され、それが「コンパニー」であった（長谷川前掲『大槻版『薩州商社発端』『薩州商社条書』の出自・経緯について参照）。これは、蘭語「compagnie コンパニー」をかなり直接的に表音化したものであろう。しかし、これは当時蘭学徒の大槻文彦が筆写した原本の「薩州商社発端」そのものに「コンパニー」とあったものか（「発端・条書」の原本は本間版以外に複数のバージョンが存在していると本研究は理解している）、大槻個人が、何らかの理由で筆写の際に「コンパニー」と記したものは、明確ではない。また、蘭学者松木弘安（寺島宗則）は、滞在先のロンドンで「コムパニー」との表記をしている。さらにまた、柳河春三編『万国新語』（慶応4年〈1868〉）では、商社・会社を意味する「組合」をして「コムペニー」と表記している（洋学者・幕府開成所教授の柳河春三〈1832天保3～1870明治3〉は慶応3年に日本初の雑誌、『西洋雑誌』を創刊、維新後、新政府の要請で大坂に赴くが、同じ要請を受けた福沢はこれを断った）。本稿本文で引用した『西航記』『西洋事情』初編巻之一での商社紹介箇所では、福沢は、「商社」「商人会社」と表記するのみで、「コンペニー」「コンパニー」などの類いの表記はしていない。

- (4) 富田正文編者代表『福沢諭吉選集』第1巻、岩波書店、1980年、29～30頁。（ ）内とゴシックは長谷川。暁字表記の一部を換えた。以下、同『福沢諭吉選集』からの引用について同じ。
- (5)、(6) 『西航記』から6年後、慶応3年（1867）6月に表された「薩州商社条書」（薩州商社社則全40箇条）では、薩摩藩（小国家）と薩州商社（小社会）間の「商税」を基にした契約の箇条が多く設けられている。その基本となる箇条は、「薩州（薩摩藩）に於ては固より利を棄てたる事に候得共……内外相応の入費も之有り。然るに常々己（薩摩藩）を損する而已にて償ふ所之無く候ては、事体相備らず、事長久致さず候に付、商社利益の内より商税納納め申すべき事」（第7条）と「商税は益金の二割と相

定め候」(第8条)である。薩摩藩が支出する「内外相応の入費」とは、薩州商社に対する防護費(防衛費)と商社に関する対外交渉費(外交費)を主とするものである。〈これら入費(費用)は、薩州商社が獲得した利益の二割を商税として納めて充てるとするもので、納められた商税すべては薩州商社のため支出されなければならない〉とする「薩州商社条書」での契約は、「西航記」で紹介された「税銀」(税金)に基づく近代国家と近代社会の契約関係の暗示を、「商税」に基づき、より具体的により実際に表明したものとイえる(詳細は長谷川前掲『「薩州商社条書」の解析(1)』参照)。なお、「薩州商社発端」「薩州商社条書」からの引用は、長谷川前掲『「薩州商社発端・薩州商社条書」の二つの版(大槻版と本間版)について—薩州商社発端条書起草百三十周年に際して—』からとする。以下、本稿での引用に付き同じ。

- (7) 福沢は、それまでにない新しき試みには、それに相応した新しい語彙、造語を発案してきた。福沢による造語で有名な一つは、「授業料」である。『福翁自伝』(富田正文編者代表『福沢諭吉選集』第10巻、岩波書店、1981年)で福沢は、次のように述べている。「^{さて}扱、鉄砲洲の塾を芝の新銭座に移したのは明治元年即ち慶応四年、明治改元の前でありしゆゑ、塾の名を時の年号に取て慶応義塾と名づけ……生徒から毎月金を取ると云ふことも慶応義塾は^{はじめ}創めた新案である。従前、日本の私塾では支那風を真似たのか、生徒入学の時には束脩を納めて、教授する人を先生と仰ぎ奉り、入学の後も益暮両度ぐらゐに、生徒銘々の分に応じて、金子なり品物なり、髪斗を付けて先生家に進上する習はしでありしが、私共の考へに、^{とて}迎もこんな事では活發に働く者はない、教授も矢張り人間の仕事だ、人間が人間の仕事をして金を取るに何の不都合がある、構ふことはないから、公然^き価を極めて取るが宜いと云ふので、**授業料と云ふ名を作**て、生徒一人から毎月金二分づ、取立て、其生徒には塾中の先生が教へることにしました。……そこで毎月生徒の持て来た授業料を掻き集めて、教師の頭に四両づ、行渡れば死にはせぬと大本を定めて、其上に尚ほ余りがあれば、塾舎の入用にすることにして居りました。今では授業料なんぞは普通当然のやうにあるが、ソレを始めて行ふた時は、実に天下の耳目を驚かしました」(203頁)。
- (8) 文久2年(1862)の『西航記』での商社紹介以後、慶応元年(1865)の^{ベルギー}比義商社(薩摩藩島津家とベルギーに本拠地を置くフランス人モンブラン伯爵の共同出資による国際的会社であり、薩摩藩士五代才助が滞欧英中に取建に取り組んだ)取建仮契約締結、慶応2年(1866)の馬関商社(薩摩藩と長州藩の共同出資の会社であり、比義商取建構想の一環として帰国後の五代才助がその青写真を作成した)取建構想、慶応3年(1867)の薩州商社取建構想と兵庫商社(勘定奉行小栗上野介<忠順>ら)幕府指導で大坂商人20名に命じて取建てられた、不完全ながら日本初の実現化した会社であるが、維新前夜の政治的混乱の内にほとんど機能せず約半年で自然解消した)取建、など幕末期、陸続と商社取建の試みが起こっていく(商社の時代)。
- (9) 〈明治期の会社創設運動と国会開設運動(自由民権運動)とは同一母胎の双子であった〉というのは、本研究が日本の会社制度導入史を追究していく過程で、発見できた大きな事柄のひとつであった(長谷川前掲「寺島宗則(松木弘安)の『コムパニー』

概念について一解放思想としての会社制度—」参照)。身分に関係なく、誰もが自分の意思だけに従い(他からの一切の強制を受けずに)自由に事業に参加(出資)できる開放的な社会組織が会社制度であり、身分に関係なく誰もが自分の思想だけに従い(他からの一切の強制を受けずに)自由に政治に参加する開放的な政治(立法)組織が国会である。260年に及ぶ鎖国日本社会の強固な封建身分制度下で自由を抑圧されつづけた明治期の青年層にとって、封建身分制度から解放された組織の希求ということが共通項となる会社創設運動と国会開設を目指す自由民権運動とは、ほとんど同じ意味を持っていた。明治20年代に至るまでの、会社制度導入に基づく〈会社ブーム〉ともいえる各種会社の膨大な数の創設(資本主義の確立)と憲法制定・国会開設の実現(立憲体制・近代国家の成立)とは、日本資本制社会の確立と日本近代国家の成立の確立が幕末以降の同一母胎(封建身分制度からの解放思想)の双子的関係の当然の帰結であったことを意味している。

- (10) 『福翁自伝』、前掲『福沢諭吉選集』第10巻、13頁。ここで福沢は、「父(福沢百助、中津藩下級藩士)の生涯、四十五年の間、封建制度に束縛せられて何事も出来ず、空しく不平を呑んで世を去りたることこそ遺憾なれ。又、初生児(諭吉)の行末を謀り、之を坊主(僧侶)にしても名を成さしめんとまでに決心したる其心中の苦しさ、其愛情の深さ、私は毎度此事を思出し、封建の門閥制度を憤ると共に、亡父の心事を察して独り泣くことがあります。私のために門閥制度は親の敵(かたき)と血涙をもって劇的な憤怒を表明している。日本を含めアジアでは、「親の敵」は絶対に討たねばならない不倶戴天の敵である。福沢は、封建身分制度・門閥制度を、生涯にわたり、容赦なく必ず討たねばならない不倶戴天の敵として設定したのである。しかし、同時に福沢は、封建制度に対して、まったくの憎悪・怨嗟の対象としてのみ臨んではいない。福沢は、封建制度の内、特に上士の内、特に培われた「瘠我慢の説」「士族の固有する品行の美」は「文明独立の大義」の基盤となるものとして高く評価しているのである(本稿注(20)(21)参照)。
- (11) 富田正文編者代表『福沢諭吉選集』第3巻、岩波書店、1980年、57頁。現在、『学問のすゝめ』の書名とその初編冒頭の「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと云へり」との西洋の天賦人權論の簡略紹介の箇所だけは、ほとんどの国民は知っているながら(それが紹介ではなく福沢自身のオリジナルであるかのように)、国民は現在、国民的大ベストセラー『学問のすゝめ』そのものをその名声の割には余り読んではいない。そのこともあって、〈福沢諭吉は全般的な平等主義者〉と誤解されがちである。『学問のすゝめ』初編冒頭では、天賦人權論の簡略紹介の箇所のすぐ後に、「されども今、広く此人間世界を見渡すに、かしこき人あり、おろかな人あり、貧しきもあり、富めるものもあり、貴人もあり、下人しもにんもありて、其有様、雲と泥との相違あるに似たるは何ぞや。……されば前にも云へる通り、人は生れながらにして貴賤貧富の別なし。唯学問を勤て物事をよく知る者は貴人となり富人となり、無学なる者は貧人となり下人となるなり」(57~58頁)と続く。福沢が強く憤り否定するのは、封建身分制度のような、個人にはまったく責任のない「生れながら」の先天的身分であった。福沢は、生れた後各個人の生き方・責任において決まっていく後天的身分(有様)は

あって当然と、大いに肯定したのである（あわせて、福沢は、天が全人間に賦与した「貴賤貧富の別」なき同じ大きさの命は、それぞれ全うする「権理通義」＝権利く人權）があり、後天的身分差によって奪われることは絶対に許されないとした）。これは、（会社）得る所の利を平均して（計算して）総社中（全出資者＝全社員）に分つ」というように、会社利益を各社員の出資額に応じて配分するものであるとする福沢の会社制度紹介と照応している。

- (12) 前掲『福沢論吉選集』第1巻、12頁。
- (13) 同上、29～30頁。福沢の『西洋事情』初編卷之一でのより精緻な会社制度紹介の基礎には、過去の渡米体験と渡欧体験はもちろんあるが、洋書及び西洋の学説からの影響も当然あるであろう。たとえば、福沢は、維新後の様々な著述のなかで、「蒸気機関はワットの発明なり。鉄道はステフェンソンの工夫なり。始て経済の定則を論じ、商売の法を一変したのはアダムスミスの功なり」（前掲『学問のすゝめ』、89頁）
アレキサンダー「歴山王、ナポレオンの功業を察し、ニュートン、アダム・スミスの学識を想像すれば……其心事は既已に旧套を脱却して高尚ならざるを得ず。況や彼の西洋諸大家の理論書を窺ひ、有形の物理より無形の人事に至るまで、逐一、これを比較分解し、事々物々の原因と結果とを探索するに於てをや」（『旧藩情』、富田正文編者代表『福沢論吉選集』第12巻、岩波書店、1981年、58頁）「誠に見よ、古来文明の進歩、其初は皆所謂異端妄説に起らざるものなし。アダム・スミスが始て経済の論を説きしときは、世人皆これを妄説として駁したるに非ずや。ガリレオが地動の論を唱へしときは、異端と称して罪せられたるに非ずや」（『文明論之概略』、富田正文編者代表『福沢論吉選集』第4巻、岩波書店、1981年、18頁）「ワットが蒸気機関を発明し、アダム・スミスが経済論を首唱したるも、黙居独坐、一旦豁然として悟道したるに非ず。積年有形の理学を研究して其功績漸く事実に顕はれたるものなり」（同上、117頁）と繰り返し、アダム・スミスをニュートンやワットなどと並ぶ「西洋諸大家」の内のひとりとして強調している。福沢は、幕末においてすでに、何らかの形で、福沢が「商売の法を一変した」と称賛するスミスの「経済の定則」の理論書、『諸国民の富』（『国富論』／1776年〈安永5〉刊行）と接していたことが大いに推測できる。『諸国民の富』においては、当時のイギリスの会社制度について、次のよう記されている。「一定額の入社金を出し、会社の規制に服する条件でそのメンバーになり、それぞれ自分の資本と自分の危険負担において取引を行なう規制会社と、会社が全出資金をひとまとめに合本して貿易を行ない、各メンバーは各自の出資金におうじて共同の損益にあらずかる合本会社とがある。規制会社 regulated companies は、すべての点で同職組合 the corporations of trade によく似ており、それを拡大したような独占体 monopolies である……法の取締りがなないときには、同職組合の精神がひろがって、競争者を減らすために面倒な規則 many burdensome regulations をつくるし、法がそれをおさえられるようになると、会社はまったく無用なものになった。……ジョイント・ストック会社の場合には in a joint stock company、メンバーは、その出資持分の返還を会社に要求できない代わりに、時価で他人に譲渡できる no member can demand payment of his share from

the company ; but each member can, without their consent, transfer his share to another person. メンバーは持分を限度とする有限責任制 liability is limited to the share held であり、だいたい配当をもらうだけであり、事業をやるのは理事会だから、ひじょうに大きな資本が集まる」(『国富論』、玉野井芳郎・田添京二・大河内暁男訳、中央公論社「世界の名著」31、513～514頁。原文からの英字・英文挿入とゴシックは長谷川による)。「同職組合」とよく似ている規制会社は、したがって日本の株仲間ともよく似ていることになる。商人の仲間 company は、西洋でも日本でもまずは、仲間内の共存共栄のみを計るべく「競争者を減らすために面倒な規則」(日本では株仲間掟)を置く閉鎖的特権的な人格的結合組織(西洋では同職組合、日本では株仲間。いずれも非合本組織)から始まる。西洋の場合は、この商人仲間 company は、さらに同職組合の拡大形態たる規制会社と開放的な資金的結合、合本 joint-stock 組織とに分岐していき、合本組織は一層の開放性を指向しながら会社制度の系譜として展開していき、株式会社として完成する。規制会社の系譜は、自然消滅した(その一部はカルテル組織として残存している)。規制会社とジョイント・ストック会社への分岐は、合本組織かどうかという点にあった。日本の場合は、明治政府の会社制度導入政策が示しているように、株仲間を完全に解体せずに、むしろ株仲間^に会社制度を導入させる方策で株仲間の解消を計った。そのこともあって、株仲間の組織原理は、現在に至るまで会社制度はじめ日本の各種組織の基底に存続し続けている。薩州商社取建構想では、株仲間の伝統的な特権的株概念を利用しながらも開放的で非人格的な近代的株券へと転換する契機を含むものとなっている。ここでスミスのいう、「有限責任制」(株式会社であるための重要な指標で、イギリスでは、『諸国民の富』刊行の百年前、1662年に法的に導入された)を備えた「ジョイント・ストック会社」とは、株式会社のことであることはもちろんであるが、『西洋事情』での「手形(株券)を買たるものは商社より随意に元金を取返すことを得ずと雖ども、若し一時に金の入用あれば、世間相対にて手形を売るべし」は、『諸国民の富』での「ジョイント・ストック会社の場合には、メンバーは、その出資持分の返還を会社に要求できない代わりに、時価で他人に譲渡できる」によく対応している。しかし、『諸国民の富』では、「メンバー(社員・出資者)は持分を限度とする有限責任制」というように、有限責任について明記しているのに対して、本稿本文でも述べるように、福沢の商社紹介にも「薩州商社条書」にも有限責任についてはまったく言及していない。

- (14) 『西洋事情』初編巻之一で「其法(株式会社に資本を形成する方法)、例へば商売の元金百万両用ならば、手形百枚を作り、一枚(1株)の価を一両と定め」と紹介した翌年、慶応3年(1867)6月付で表明された「薩州商社条書」(薩州商社規則書)の冒頭の箇条は「一株掛金五千両と相定め候事」であり、次の箇条は「一名にて幾株入社致し候共、又は幾名にて一株入社致し候共、勝手為るべき事」である。また、株購入については、「株金代として其国の産物差出候儀、時宜次第為るべき事」との箇条が設けられている。そうして、「益金配当の節は総監(商社総監)・奉行(商社奉行)・元占(商社元占)列席にて本人受取証文引替を以て相渡し申すべき事」との箇条に続く最後の箇条(40番目の箇条)は「益金(薩州商社が獲得した利潤)受取(配当受

取)の儀は本人罷り出候共、^{みとうがい}名代差出候共、其国の惣代(商社元占^{もとじめ})を以て受取候共、勝手為るべき事」で締め括っている。「薩州商社条書」は、株購入による入社規定から始まり配当金受取規定で閉じられている、日本初の体系的社則といえる。ここでは株仲間の在来伝統の「株」概念も幾分混入しているが、「商社」会社制度を前提にして、株購入による人格的審査がほとんどない「入社」規定のこと、株購入を証明する「受取証文」による配当金受取規定のこと、さらにこの「受取証文」は本人でなくても「名代」代理人でもよいということから事実上の売買譲渡可能な有価証券の萌芽を内包していることなどからして、薩州商社での「株」とは株式会社における「株券」へと発展するものであると理解できるのである。しかし、「薩州商社条書」には「入社致し^{たき}度者は国所姓名書き記し手寄を以て奉行(商社奉行)へ差出申すべき事」との箇条(株主・社員の届出制)もある。株式会社での無記名・匿名の株券にまで至っていないのである。つまり、まだ入社に際しての人格的審査から完全に解放されてはいないのである。こうしたことや、1株を何人で分割して入社もできることや株代金をその地方(国)の特産物で納めることも可能なことなどは、薩州商社における「株」概念が株式会社における近代的株券へと向かう過渡的な形態であることとあわせて、外部の異質な会社制度を受容する場合の日本の特質もよく表されている。

- (15) 明治新政府は、維新直後から明治2年(1869)にかけて会社制度(商社)導入政策の試みを次の通り、矢継ぎに施行している。まず慶応4年(1868)がまだ明治元年に改元されず戊辰戦争が終結していない閏4月に商法司を設置して、既成の株仲間の各会所を利用して商法会所を興して、商社開設に転換する政策(株仲間の特権を無化し商業の自由を保証しかつ株仲間をして商社を開設させる政策。これをもって「株仲間の解散」と表するする向きもあるが、正確には、「新政府は、旧幕府のように、株仲間^{株仲間}に独占的営業特権を賦与するものではない」とするもので、株仲間の解散を法的に命じたものではなく、株仲間の独占的営業権を無化したもので、むしろ新政府は、当初、通商会社・為替会社の場合もそうであるように、株仲間を大いに利用して会社制度の導入を図った)を施行したが、株仲間の特権は無化^{無化}されたが商社開設はほとんど実現せず終わった。また、同年7月、堺県において堺戎嶋の山本町の商法会所に「商社を建設」する「管内布達」が出された(堺市役所編『堺市史』第6巻資料編第3、1930年、625-627頁)。戎嶋山本町は、薩州商社本社(薩摩藩堺蔵屋敷・堺紡績所と同一の敷地)の置かれた戎嶋北島町・南町(現堺市戎島一丁)に隣接している。本研究はこの戎嶋における「商社建設布達」により、薩摩藩指導の薩州商社取建の試みはその途上で中止となったもの(薩州商社取建構想を新政府の統一的な会社制度導入政策の内に解消させたもの)と考えている。薩州商社取建についての記録は、まさしく同年7月を最後に消えているのである。次に明治2年2月に通商司を開設し(後に商法司は廃止)、三井組ら有力商人に東京商社を開設させた途中、同年5月に東京・大阪・京都・横浜・大津・新潟・敦賀に通商会社・為替会社を設立させる方策を施行した(東京商社は東京通商会社・為替会社に転換)。通商会社・為替会社は、通商司の指導方針に沿って、広く商社(会社)設立を促して、国内商業と外国貿易を振興させるための業務(通商会社)とそのための資金融通(為替会社)を主要な役目とするいか

にも過渡期の会社であったが、大阪通商会社・為替会社の場合では、商人の差加金・身元金（出金高に応じた利子と配当が付される）の出資によって組織化され、その差加金・身元金預かり手形が譲渡可能なある種の株券として交付されたこと（会社のメンバー〈社員〉は初め「社中」と称されていたが「株主」と称されるようになる）などのことから、〈不完全ながらも日本における最も古い株式会社〉とさえ評価される（菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』〈岩波書店、1931年〉参照）。しかし、大阪通商会社・為替会社の「大坂商社規則」第7ヶ条「売買に付き益金損金の割合は社中一同出金高に応じ割掛可申」（明治文化研究会編『明治文化全集』第12巻経済篇、1929年・改訂版1957年（日本評論新社）、46頁。漢字の一部を現在のものに換えた。ルビは長谷川）は、通商会社・為替会社が条件付であるが無責任（本稿注⁽¹⁶⁾参照）の段階にあることを表している。このいまだ有限責任制（本稿注⁽¹⁶⁾参照）の確立に至っていない「不完全」な観点を重視して表現すれば、〈通商会社・為替会社は、まだ株式会社に至っていない〉ことになる。いずれにしても、通商会社・為替会社は、株式会社に大いに接近した、株式会社への過渡的形態といえる。本研究が、特に注目したのは、大阪通商会社・為替会社設立に参与兼外国事務掛・外国事務局判事五代友厚（才助）が大きくかかわったことであった。五代は、大阪通商会社・為替会社設立に対しては、数年情熱を注いで東奔西走したあげく、3年前の慶応3年に維新の政治的動乱のため流産した比義商社^{ベルギー}取建構想を投影していたに違いなかった。しかし、通商会社・為替会社設立は失敗に帰し（大阪通商会社は明治6年に解散、為替会社は明治7年に解散）、この失敗を踏まえて発展させたものが、明治6年（1872）創業の第一国立銀行であった。商法司・商法会所から通商司・通商為替両会社に至る経緯についての詳論は別稿にておこなうしかないが、この経緯で一貫して在るのは、銀行設立とやはり外国貿易問題であることは注目してよい。会社制度導入は、ここでも外国貿易が大きな起動となっているのである。

- (16) 第一国立銀行は、明治5年（1872）発令の国立銀行条例に基づき、資本金3百万円株の内、2百万円株を發起人の三井組・小野組が引き受け、1百万円株の株主を一般募集して、明治6年に創立されたものである。「国立銀行」とあるが、この名称は、欧米視察中の大蔵少輔伊藤博文らが銀行制度創設の手本と定めたアメリカのナショナル・バンク *national bank* 制度（中央銀行のみが紙幣発行権を持つ中央銀行制度と違い各銀行が紙幣発行権を持つ）から来たもので（*national bank* を「国立銀行」と直訳した）、国立銀行は、純然たる私的資金の共同出資による銀行（日本初の銀行）であり、資金的にはまったく国家に依存していない。国立銀行条例には、全28条・全161節から成るが、第5条第5節「銀行の株主等は誰彼の差別なく其営業に付ての損益は株高に応じて之を負担する可し」（明治財政史編纂会編『明治財政史』第13巻、吉川弘文館、1972年、38頁／漢字・仮名遣の一部を現在のものに換えルビを振り読点を付けた。原文は片仮名文。以下同書からの引用について同じ）・第18条第12節「……此銀行の諸借財又は預り金其外を償却し過金あれば株高に応じて之を割返し不足あれば都て銀行の株高及び其所有物を限りて相当の分散（損失への返済）をなさしむ可し。故に銀行の株主等は縦令其銀行に何様の損失あるとも其株高を損失する外は別に其分

散の賦当は受けざる可し」(同書、52頁／()内は長谷川)と会社損失責任条規を設けている。この条規をもって、前掲菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』では「株式会社の第三の特色たる有限責任制度を規定する所の条文(国立銀行条例第5条第5節と第18条第12節)は次の如くである(以下第5条第5節と第18条第12節を引用)。……株主の有限責任制度は我国に於て始めて国立銀行に於て実現されたのであるから、国立銀行が最初の完全なる株式会社であつたと言へる訳である(漢字の一部を現在のものに換えた。()内は長谷川。以下同書からの引用について同じ)と評価している。しかし、確かに第18条第12節の「銀行の株主等は縦令其銀行に何様の損失あるとも其株高を損失する外は別に其分散の賦当は受けざる可し」は明確に有限責任を表しているが、第5条第5節「銀行の株主等は誰彼の差別なく其営業に付ての損益は株高に応じて之を負担する可し」は、株高に応じて銀行損失を負担するとも解釈できるのである。こうした解釈によれば、この株高に応じた銀行負債・損失の負担義務条規は、〈出資分だけの損失負担とする〉とする有限責任制度とは齟齬するものである。〈出資分を超えた、出資分に応じた損失負担義務〉は、無限責任の変種、制限付無限責任といえる(なお、この第5条第5節は、8年前のベルギーの比義商社仮契約書での「利潤は商社の出金高に応じ分配し、損ある時も亦夫に準するべし」〈本稿注⑦参照〉によく照応しているといえる)。国立銀行条例及び第一国立銀行の内では、有限責任と無限責任の関係が不明瞭な部分、有限責任制度の未完な部分がまだあるのである。したがって、国立銀行条例及び第一国立銀行には、「完全なる株式会社」となるためにはまだクリアすべき問題が残されていたといえる。国立銀行条例及び第一国立銀行と株式会社制度の関係についての詳細は、別稿にて述べることとする。なお、銀行制度の導入を巡り、伊藤博文らのアメリカ流の国立銀行案に対してイギリスの銀行制度に倣った中央銀行制度案を主張し、いわゆる銀行論争を起こしたのは、石河確太郎の蘭学の愛弟子であった当時大蔵少輔吉田清成(1845弘化2～1891明治24)であった。吉田は、俊英な理財家で、薩摩藩立洋学校開成所生徒の時、イギリス留学生選抜に際し、蘭学教授石河が最有力候補の一人として熱烈に推薦したことにより、慶応元年留学生として渡英した体験を持つ。結局伊藤らの国立銀行案が採択されたが、それから10年後、今度は吉田が主張していた中央銀行制度が採用され、明治15年(1882)に唯一紙幣発行権を持つ日本銀行が中央銀行として設立し、開業後20年をもって国立銀行は廃止となり、150余の全国の国立銀行を普通銀行に転換していく方策となった。

- (17) 「薩州商社条書」では、株掛金高に応じた配当高であることは自明なことであるが、箇条を設けた明記をしていない。これは、無限責任・有限責任の箇条がまったく設けられていないことに対応している(「薩州商社条書」では責任問題の箇条は欠落しているものの、その32条に「事を失わず機動妙運の処置を立て、人に先立ちて人を制するこそ商社の主意に候得ば、衆評(全社員による評議)区々に相立て、従って機会を失し、事体をも損じ候様相成り候ては、商社の詮之無く候間、商事評定(商社経営会議)は惣代(=商社元占)の銘々へ相任せ……」と規定され、「薩州商社発端」でも「少人数を以て事弁ずる(商社経営権を行使する)が故に、雑費少く、各々家に

座しながら、商利〈配当〉を収む」と説明しているように、薩州商社社員〈出資者〉が、社員内から選出された商社経営権を担う少数の商社元占と経営権を持たず配当だけを受ける多くの一般社員の二部構成に成っている点では合資会社形態及び株式会社形態に近いものが薩州商社の内容に認められる。「薩州商社条書」では、近代西洋の会社制度では重要項目となるべき出資金に付帯する権利と義務についての意識が希薄になっているのである。この点に関して、大きく改良されているのは、「薩州商社条書」と深く関連を持つ「薩州紡績役所公班衛定則」(起草時期は明確になっていないが慶応3年～明治3年の間の起草と考えられ、本研究は慶応3年7月前後の起草と想定して述べた)／「公班衛定則」^{コンベンニ}と略記)である。①「公班衛定則」(全20箇条)では、「右本高(募集する総額6万両)の処へ、たとへば公班衛金二万両差出候得は、惣出来の上、諸雑費用差引、現利潤、金高の六分二を配当致すべき事」、②「目今、相掛け相成り之有り候機械所諸建家惣成就迄は右本高金を以て相當申すべく候得共、紡機に付、往々の諸普請は総て差出候公班衛金の多少に応じ別掛申すべき事」、③「綿其外用品買入元手金は公班衛金の多少に応じ差出申すべき事」の箇条が設けられている。「公班衛金」とは〈資本 capital〉を素朴に表す興味深い表現であるが、①は、「公班衛金」出資額に応じた配当のことを明記している。その上で、②では、機械紡績所竣工後に必要となる紡績機械の取り付け経費などは当初の出資額に応じて追加出資する義務を、③では、原料綿花や必要品の買入元手金を当初の出資額に応じて追加出資する義務を、定めている。①②は、〈会社の損失・債務が完済するするまで、当初の出資額を越えて、その損失・債務を支払う義務〉という無制限の無限責任ではないが、当初の出資額を越えた出資義務がある以上、無限責任の変種、条件付の無限責任であることを表明している(長谷川前掲『「薩州紡績役所公班衛定則」^{コンベンニ}』の解析(2)参照)。江戸期の在来の商法にも、「毎年立合致し勘定徳用(利益)、加入歩に応じ御出銀下さるべく候。尤作事諸道具仕入等の儀は其節、相断候上、是又加入歩に応じ御出銀下さるべく候」(「廻船加入証文の事」というように、先述の会社制度における出資額に応じた利益配当と条件付の無限責任に通底する事項が盛り込まれている場合があるが(同上参照)、「公班衛定則」にもそうした在来の商法からの影響ももちろんある。しかし、「公班衛定則」の場合が「廻船加入証文の事」の場合と質的に異なるのは、「公班衛定則」は明確に会社制度として①②③を定めていることである(同上参照)。この「公班衛定則」の箇条から「薩州商社条書」に設けられなかった出資額と損益の関係についての箇条を推測することができる。この推測からすると、薩州商社は、条件付きの無限責任に基づく形態であり、全出資者(社員)の有限責任とする株式会社の形態にはまだ至っていないことがわかるのである(同上参照)。会社制度として、出資者の会社損失・債務の責任問題を先駆的に盛り込んだものは、慶応元年(1965)に五代才助が中心的に取り組んだ比義商社^{ヒギシヤ}取建の仮契約書での箇条「利潤は商社の出金高に応じ分配し、損ある時も亦夫に準するべし」である(長谷川前掲『「薩州商社条書」』の解析(5)参照)。これは、当初出資額を越えて商社の損失に対して出資額に応じて責任を負う義務を簡潔に明記している(比義商社の形態は合名会社、パートナーシップに近いことがわかる)。これは、この仮契約書が、会社制度がすでに成熟して

いるヨーロッパ現地（ベルギー・ブリュッセル）において、会社制度に慣れている契約相手・パートナー、西洋人モンブランと交渉しながら練り上げたものであることからきている。したがって、慶応2年（1866）帰国した五代が、比義商社^{ベルギー}取建構想の一環として、国際商社たる比義商社^{ベルギー}に対応する国内商社として取建を図った、薩摩藩（島津家）と長州藩（毛利家）の共同出資会社、馬関商社（本研究による仮称）に関する「商社示談箇条書」（五代が作成して長州藩側に提示したもの）の箇条「商社組合の上は、互に出入帳を以て公明の算を顕し、損益は折半すべき事」は、比義商社^{ベルギー}取建仮契約書での「利潤は商社の出金高に応じ分配し、損ある時も亦夫に準するべし」を基にして設けられたものと理解できるのである（馬関商社も条件付き無限責任の合名会社・パートナーシップに近い形態といえる）（長谷川前掲『薩州商社条書』の解析(5)参照）^{ベルギー}比義商社も馬関商社も、薩州商社同様、取建は実現せず流産した。

- (18) 前掲『福沢諭吉選集』第10巻、27～30頁。
- (19) 福沢は、自らの洋学修行の原点となった光永寺については、それだけに、印象がとても強くあり、次のように回顧している。「寺の和尚（光永寺住職、奥平彦岐の母の身内）、今は既に物故したさうですが、是れは東本願寺の末寺で、光永寺と申して、下寺の三ヶ寺も持て居る先づ長崎では名のある大寺、その和尚が京に上つて何か立身して帰て来て、長崎の奉行所に廻勤に行く其若党に雇はれてお供した所が、和尚が馬鹿に長い衣か装束か妙なものを着て居て、奉行所の門で駕籠を出ると、私（福沢）が後から其裾を持ってシズ々々と附いて歩いて行く。吹出しさうに可笑しい」（同上、40頁）。福沢は、「人民皆事物の理に暗くして外形のみに畏服するものなれば、之を御するの法も亦自から其趣意に従て、或は理外の威光を用ひざるを得ず。之を政府の虚威と云ふ」（『文明論之概略』、前掲『福沢諭吉選集』第4巻、41頁）というところの「虚威」（権威を笠に着た空威張り）に対して、「今の文明の世に於ては、衣冠美麗なりと雖ども衙門巍々（役所などを雄大にして権威を示す様子）ありと雖ども、安そ人の眼を幻惑するを得ん。徒に識者の憨笑を招くに足るのみ」（同上、42頁）と嫌悪しかつ嘲笑している。馬鹿馬鹿しい程麗々しく着飾った光永寺和尚に、21歳の福沢自らも後ろからうやうやしく「シズ々々」とかきしなく光景の「吹出しさう」な「可笑し」さは、「虚威」についての「徒に識者の憨笑を招くに足るのみ」と同質である。「君主と人民との間を異類のもの、如く為して、強ひて其区別を作為し、位階、服飾、文書、言語、悉皆上下の定式を設るものあり」（同上、同頁）とする福沢の「虚威」に対する嫌悪と拒絶が徹底していたことは、福沢が、明治政府からの爵位などの叙位叙勲の申出を、生涯、一切断ったことによく表れている。なお、福沢が寄寓していた時の東本願寺末寺光永寺（現浄土真宗大谷派／現長崎市桶屋町33番地）住職は、『向陽山 光永寺—その由緒と沿革—』（光永寺事務所、1972年）によれば、彦岐の母の父、第8代・第10代住職日蔵（在住職期間：天明8<1788>～寛政12<1800>・文化8<1811>～文政6<1832>）の次、第11代住職羅云（在住職期間：文政6<1832>～文久2<1862>）である（16頁）。羅云についての詳細は不明であるが、現光永寺第16代住職正木慶晴氏（前長崎大学副学長）によれば、羅云は彦岐の母とは兄妹あるいは姉弟の関係であろうと推測できる（今回、正木氏から上にあげた資料や証言の提供を

受けた。同氏には深く謝意を表したい)。同書では、日蔵について、「第八代(第10代を再任)日蔵は、長崎代官高木作右衛門の第五子。……同年(天明8)四月、祖師見眞大師(親鸞聖人)の等身画像および列祖の画像を安置する件を免許せられた。寛政元年(1789)桶屋町から出火して当山(光永寺)もまた多大の損害を蒙った。その際、本尊および什宝物を持ち出した経験にかんがみて、向後同様の場合には、マトヒ(纏)を使用したき旨を出願して、聴許された」(6頁/()内は長谷川、以下引用につき同様)、羅云について、「第十一代羅云の時(弘化3年<1846>)、客殿および庫裡の改築工事を起し、嘉永元年(1848)落成した。それより六年後(安政元年<1854>)、福沢諭吉(当時中村姓)は、大志を抱いて長崎に來り、約一年間当山に寄寓してゐた。(福沢は)後年(明治31年1月10日)自著二冊に自ら署名し、門弟に託して、当山に寄贈した」(7頁)と記している。壱岐の母の父が長崎代官の子息であったことは興味深い。初代高木作右衛門は、末次平蔵と並ぶ朱印船貿易商であり、以来、高木家は、代々の長崎町年寄・出島町人(出島造成を江戸幕府より請け負った26名の長崎町人)となる。8代作右衛門忠興(忠与)は、元文4年(1739)に長崎代官に就きました幕臣にもなり(天領3千石を差配)、以後、高木家が代々長崎代官を世襲し、高木家は有力町家と武家の二つの顔を持つようになる(酒田の本間家と類似している)。壱岐の母の出自は、そうした酒田本間家などとも通底するある種のマージナル・マン(境界人)であったことは大いに注目してよい。日蔵が、長崎代官9代作右衛門忠興(元文3<1738>~天明元<1781>)の子息であるとする、日蔵の兄弟(おそらく兄)は長崎代官10代作右衛門忠任(明和3<1766>~天保2<1831>)である。福沢が静静と御供をした羅云は、同じ高木家一門の13代作右衛門忠知(文政3<1823>~明治3<1873>)が代官を勤める長崎奉行所に「廻勤」したことになる。13代作右衛門忠知は、嘉永2年(1849)に長崎代官を継承(御目見以上末席15人扶持、天領16万石を差配)、長崎鉄砲方を兼任していた。福沢が光永寺に自著2冊を寄贈した、明治31年(1898)は、『福翁自伝』が脱稿した年、福沢が自分の命数・終焉を自覚し、自己の来し方をまとめた年であることはきわめて注目すべきである。同年9月26日に福沢は、脳溢血を発症し、そのわずか2週間後に自署が光永寺に寄贈されているのである。『向陽山 光永寺—その由緒と沿革—』には、福沢が光永寺に寄贈した自著『福翁百話』の、「舊中村諭吉 明治三十一年十月十一日 福沢諭吉 光永寺様」と墨筆・署名した箇所の写真が掲載されている(7頁)。「舊中村諭吉」「光永寺様」との墨跡に、生涯の在り方の出発点となった空間としての光永寺に対する、自らの終焉を前にした福沢の深い思いがよく表されている。壱岐の手引きによって壱岐の血縁の光永寺に、中村諭吉が導かれたことからすべてが始まった。福沢にとって、光永寺を喚起することは同時に壱岐を喚起することであったことは実に自然なことではあらずである。

- (20)、(21) 本稿注(22)でも述べるように、福沢は、「士族に固有する品行の美」を「文明独立」の基礎となる精神として非常に重視している。福沢は、旧中津藩内部の特に上士・下士について論じた『旧藩情』にて、「上等の士族は衣食に乏しからざるを以て、文武の芸を学ぶに余暇あり。……何れも其時代に高尚と名る学芸(四書五経や篆求・左伝

などの漢学)に従事するが故に、自から品行も高尚にして賤しからず、士君子として風致の観る可きもの多し」「上士の風は正雅にして迂闊、下士の風は俚賤にして活潑なる者と云ふ」「(維新後)下士の輩は、漸く産を立て、衣食いしょくの患を免かる、者多し。既に衣食を得て寸暇あれば、上士の教育を羨まざるを得ず。……子弟を学塾に入れ、或は他国に遊学せしむる者ありて、文武の風雅、俄に面目を改め……但しその品行の厳と風致の正雅とに至ては、未だ昔日の上士に及ばざるもの尠すくならずと雖ども、概して……品行の上進と云はざるを得ず」(前掲『福沢論吉選集』第12巻、45～52頁)と述べている。福沢が重視する「士族に固有する品行の美」のレベルは、下士よりも上士の方が遙かに高く身に備わっているものであることは、下士出身の福沢が大いに認めるところである。福沢が強く批判する封建身分制は、生れながらの教育などの環境の優劣を各階層に与えるものであり、優位な環境にある上士は相対的に「正雅にして迂闊」「品行の厳と風致の正雅」が育まれやすく、それより劣位な環境にある下士は相対的に「俚賤にして活潑なる」傾向をなりやすいとするのである。この下士の「俚賤」は、「目上の人」を「上士」に置き換えれば、「目上の人に人に逢へば一言半句の理屈を述ぶること能はず、立てと云へば立ち、舞へと云へば舞ひ、其柔順なること家に飼たる瘦犬の如し」「(目上の人を)御旦那様と崇め魂は、腹の底まで腐れ付き」との「平民の根性」「町人根性」<アジア的奴隷精神>とまったく同質なのである。福沢は、維新後、四民平等の理念の基に上士と下士の封建身分制度が解体されつつある現在、下士も余裕ある環境の確保が可能となり、上士が帯びていた「その品行の厳と風致の正雅」に「上進」することは大いに可能となったとするのである。つまり、福沢の思想では、下士の身に帯びた「俚賤」を上士並の「品行の厳と風致の正雅」『瘠我慢の説』に昇華しかつ下士に備わっている「活潑」を十全に発露できることで、「商工しょうこうの勤を取て士族の精神に配合し、心身共に独立して、日本国中文明の魁たらん」という場合の「士族の精神」は、はじめて「活潑」な「商工の勤」と「配合」できるとするのである(しかし、これは、次回以降の本稿で後述するように、マックス・ヴェーバーの定義する「資本主義の精神」の概念とはまるで照合しない、それとはまったく別の概念である)。さらにいえば、福沢の思想では、封建身分制度が解体され四民平等が実現することで、各個人は、すべて士農工商の先天的身分制度から解放された国民として、身分的優位からくるそれまで培われてきた「品行の厳と風致の正雅」「士族の精神」『瘠我慢の説』を共有し、身分的劣位からくるそれまで「腹の底まで腐れ付き」蓄積されてきた「町人根性」の「賤」<アジア的奴隷精神>を除去することが普遍的に一樣に可能になったことを意味した。福沢が奥平壱岐に対して否定的なのは、壱岐が上士であるということではなく、幕末期、壱岐をはじめ上士が上士本来の「質朴」で「品行の厳と風致の正雅」を崩していることにある。「上士は古より藩中無敵の好地位を占るが為に、漸次に懦弱に陥るは必然の勢、二、三十年以来、酒を飲み宴を開くの風を生じく元來飲食宴の事は下士に多くして、上士は都て質朴なりき、殊に徳川とくわうの末年(幕末期)諸侯の妻子を放解して国邑に帰へすの令を出したるとき、江戸定府とて、古來、江戸の中津藩邸に住居する藩士も中津に移住し……且此時には天下多事にして、藩地の士族も頻りに都會の地に往来して、その風俗に慣れ……大都

会の軽便流を田舎藩地の中心に排列するの勢なれば、既^すに懦弱なる田舎の士族は、恰も之に眩惑して、益^{えき}華美軽薄の風に移り、凡そ中津にて酒宴遊興の盛なる、古来、特に此時（幕末期）を以て最とす」（同上、52頁）と福沢が厳しく批判する、幕末期に下士風の賤たる「酒宴遊興」に溺れ、「懦弱」「華美軽薄」化した上士の典型に、江戸詰家老奥平壱岐が想定されているのである。『福翁自伝』で、福沢は、45年程前の長崎修業時代の光永寺でのエピソードを次のように回顧している。「古いむかしの事であるが、四十余年前、長崎に居るとき、光永寺と云う真宗寺に同藩（中津藩）の家老（奥平壱岐）が滞留中、或日、市中の芸妓が女郎か、五、六人も変な女を集めて酒宴の愉快、私は其時、酒を禁じて居るけれども（福沢は幼少の頃から飲酒習慣があった）、陪席御相伴を仰せ付けられ、一座杯盤狼籍の最中、家老が私（福沢）に杯をさして、『此酒を飲んで、其杯を座中の誰でも宜しい、足下の一番好いてる者へさすが宜からう』と云うのは、実は其処に美人が幾人も居る、私は其杯を美人にさしても可笑しい、態とさけてさ、なくても可笑しい、屹と困るであらうと（壱岐が）鬨るのはチャント分って居る。所がグイト干して、「大夫さん（御家老）の命に従ひ、一番好いた人に上げます、ソレ高さん」と云て杯をさしたのは、六、七歳ばかりの寺の末子で、私が瀉蛙々々として笑つて居たから家老殿も興にならぬ」（前掲『福沢論吉選集』第10巻、282頁）。この「家老」とはまだ「家老の倅」ではあるが壱岐のことであるのは明らかである。ここでも、元々酒好きの福沢は、壱岐の仕掛ける悪戯を軽く躲しているが、壱岐が催す「五、六人も変な女を集めて酒宴の愉快」の情景に、かつて「都て質朴なりき」であった上士層の凋落を見て取っていたに違いない。

- (22) 洋学の観点を強調し、漢学者の因循・固陋や漢学教育に対して、「腐儒の腐説」と目の敵のように、辛辣な批判を展開する福沢だが（本稿注③参照）、福沢自身認めているように、福沢の基礎的素養は漢学から成っている。例えば、『福翁自伝』での福沢の口述「三十年の今日より回想すれば、恍として夢の如し」（前掲『福沢論吉選集』第10巻、202～203頁）は、江戸中期の儒者清田儷叟（1719享保4～1785天明5）の随筆『孔雀楼筆記』での「今日これを思へば、恍として夢境の如し」との一節が実に自然に惹起されたものである。福沢の日常的な語りの中にも、その漢学的素養は自然に表れているのである。また福沢は、子供の教育方針として、洋学は不可欠だが、決して洋学万能ではない。漢学的素養も非常に重視している。「福沢論吉子女伝」（明治9年<1876>）で福沢は長男一太郎・次男捨次郎に施した教育の試行錯誤について、次のように詳細に記している。これは単なる福沢の教育論だけではなく、福沢の洋学と漢学に対する基本的姿勢さらには、外来の近代西洋的なものと在来の蓄積されてきたものに対する福沢の基本的姿勢がよく表れているので、長めに引用する。「明治五年の春兄（一太郎）八歳半弟（捨次郎）東京築地在留米人カロザスの宅に行て、同人の妻より英語の教授を受け、毎日通ひて凡一時間……慶応義塾雇の教師英人グードマンの処にてリードルなど習ひ……明治七年二月兄十歳弟八歳三田寺町大松寺止宿英人ショーの処に行て英書を学び、宅にては十八史略（中国の通俗史書で、中国王朝興亡史概略の他に人物略伝・故事・金言などを記す）等を読み、兼て又、義塾へ出席して翻訳書手習の教を受けたり。同年四月より、私宅の傍に住居を設てショー氏を迎へ、

之より英学にも稍や規則を立て、執行せり、即ち最初は数学、地理の暗記、横文手習スペリングより、漸く進で、明治九年の夏兄十二歳弟十歳に至ては、横文手習、地図の暗記、和文英訳、クレーソンのアルセマチック、パーレーの万国史、クールド・ブラソンの文典を学び……宅にて明治七年より、和漢学の教授は半論吉にて引受け、先づ書物を持たしめずして、日本外史（儒学者頼山陽〈1780 安永 9～1832 天保 3〉による源平時代から徳川幕府に至る武家の時代についての日本歴史書で司馬遷『史記』の体裁に倣ったもの）の講義を如くして一と通り終り、又、十八史略の素読講義も半より論吉引受、明治八年よりパーレー万国史の講義これは外国人の教授にて文義を解すること迂潤なるが故なり尚、明治九年よりサイヤンスプライマル（science primal 科学初歩）の内フヒシカルジョーガフラヒー（physical geography 自然地理学）も講義せり。……明治十一年三月に至り、論吉の考に、子供の教育、英語のみにては固より不都合、一太郎の如きは、旧暦を以て云へば既に十六歳なるに、未だ日本の手紙も出来ず、漢文を読むことも甚だ拙なり。此有様にては成年の後、日本普通の文書ある可し。寧ろ英語英文に失するも、日本必用手近き学問に力を用こそ利益ならんと思ひ、英人の稽古を断り、宅にて論語、孟子の素読講義を始め、捨次郎のみは是迄学びたるものを忘れざる為にとて一週間に一日英人の許に通学せり」（同上、341～345頁）。福沢は、イギリス人教師をわざわざ自宅側に住まわせて子供に英語・英書を習わせるなど、非常にきめ細かく洋学教育を施す。また、福沢が洋学から吸収すべき基礎的な重要なもののひとつは、語学以外では、自然についての客観的認識の学であることがわかる。これは、福沢が「西洋諸大家」のひとりとして称賛するアダム・スミス（本稿注¹³参照）が、神学が支配的になった学問体系よりも、それ以前の古代ギリシャの自然哲学を遥かに高く評価していることを想起させる。スミスは、『諸国民の富』（『国富論』）で次のように述べている。「さて、古代ギリシャ哲学は、物理学すなわち自然哲学、倫理学すなわち道徳哲学、および論理学の三大部門に分かれており、これはよく事物の本性にあっていた。自然の偉大な諸現象は、人間の好奇心の最初の対象だから、とうぜんそれを説明しようとする学問は、哲学のうちで最初に開発された部門であった。……古代の道徳哲学では、人間生活の義務を果たすことは、人間生活の完成に役立つものと考えられた。ところが道徳哲学でさえ神学に従属するものとなったとき、人間生活の義務を果たすことは、来世の幸福に役立つものと考えられた。……哲学のうち最も重要なこの部門（道徳哲学）は、こうして最も墮落した。この結果、ヨーロッパの大学の哲学の課題は、事物の自然に合致していた古代の体系に比すると、まったく逆転し、まず論理学、つぎに存在学、気学、墮落した道徳哲学、最後に簡単に皮相な物理学となったのである」（前掲『国富論』、522頁）。スミスの「物理学すなわち自然哲学」優先説は、「物理学とは、天然の原則に基づき、物の性質を明にし、其働を察し、之を採って以て人事の用に供するの学にして、自から他の学問に異なる所のものあり。……我慶応義塾に於て初学を導くに専ら物理学を以てして」（前掲『福沢論吉選集』第3巻、243～246頁）、と福沢が「物理学之要用」（演説）で主張するところのものによく対応している。また、福沢は、一方で、自宅では『十八史略』『日本外史』など和漢書の素読・講義をおこない漢学的素養にも怠りがない。

そうして、子供が10代後半に成長するや、「英人の稽古を断り、宅にて論語、孟子の素読講義を始め……是迄学びたるものを忘れざる為にと一週間に一日英人の許に通学せり」と洋学修得の時間を大幅に削減した分、『論語』『孟子』など儒学・漢学の古典の素読・講義に力を注いでいる。「寧ろ英語英文に失するも、日本必用手近き学問に力を用こそ利益ならん」と洋学修得と漢学修得の比重が逆転していくのであるが、これは、単に「未だ日本の手紙も出来ず、漢文を読むことも甚だ拙なり……日本普通の文書に差支ある可し」との文章技術上の利益の問題だけではなく、漢学が秘める倫理の問題があるものと理解できる。福沢が武家社会を批判するのは、その封建的身分制度（先天的身分制度）や頑迷な攘夷主義に対してであって、武家の存在総体を否定しているのでは決してない。「福沢論吉子女伝」とほぼ同時に福沢は、『旧藩情』（明治10年〈1877〉）で、「今後期する所は、士族に固有する品行の美たるものを存して益これを養ひ……恰も商工の働を取て士族の精神に配合し、心身共に独立して、日本国中文明の魁たらんことを希望する」（前掲『福沢論吉選集』第12巻、56頁）と述べている。福沢の思想の究極は、「自主独立」「不羈独立」である。福沢は、近代西洋から移植する先進的「商工」の技術・制度と在来の「士族の精神」の「配合」によって「心身共に独立」することができるとするのである。「心」「精神」は「士族の精神」とし、「身」は近代西洋からの「商工」の技術・制度とするということである。「和魂洋才」ならぬ「士魂洋才」ともいえる（前述したように、これはヴェーバーの定義する「資本主義の精神」の概念と照合するものではない）。福沢のいう「士族に固有する品行の美」とは何か。それは、福沢が「瘠我慢の説」というところに端的によく表されているものである。福沢の著作には、「伯夷伝」（司馬遷『史記』「列伝」冒頭）での伯夷・叔斉の説話が度々引き合いに出されている。「伯夷伝」によれば、殷の属国孤竹国の公子伯夷・叔斉兄弟は、相互に王位を譲り合った結果、共に孤竹国を出て、周文王を慕い周に赴きそこに落ち着いたが、文王が没した直後、文王の子、周武王が殷紂王（武王の君主）征伐を起こすことに対して、それを不義なることと、諫言したが入れらず、殷滅亡・周王朝成立後、「それ（自分の父を埋葬もせず戦いを起こした武王の不孝と自分の君主を弑した武王の不仁）を恥とし、義をまもって周の穀物を食べることをいさぎよしとせず」（司馬遷『史記列伝』、訳者代表小川環樹、筑摩書房、1969年、6頁。（ ）は長谷川）いわゆる〈不義の粟を食わず〉（不義の新しい支配者周王朝を認めず）と、首陽山に隠棲、餓死して果てたとされる。福沢は、この伯夷・叔斉の〈不義の粟を食わず〉を「瘠我慢の説」の古典とした。この〈不義の粟を食わず〉の「瘠我慢の説」については、個人レベルでは、福沢が自分の子供達に宛てた一文「福沢氏古銭配分の記」で記した、〈福沢の父百助は、行商の肴屋に家人が誤って支払わなかったわすか「銭五文か十文」を〈不義の銭〉として、大変な苦勞で肴屋を探し出し、謝金を付けて支払った〉というエピソードが典型である。このエピソードで福沢が示しているものは、百助が体現した「士族に固有する品行の美」である。この「福沢氏古銭配分の記」は、子供達への強い戒め、「万一不幸にして財に貧なるの憂あるも、文明独立の大義を忘れ、節を屈して心飢るの貧に沈む勿れ」（前掲『福沢論吉選集』第10巻、325頁）で結んでいる。「万一不幸にして財に貧なるの憂あるも、

文明独立の大義を忘れ、節を屈して心飢るの貧に沈む勿れ」こそ、「節を屈して」〈不義の粟〉を食ってはならないという、「瘠我慢の説」である。福沢が父百助のエピソードでもって子供達に銘記させたかったのは、「士族に固有する品行の美」＝「瘠我慢の説」であったのである。個人が「文明独立の大義」を持続するのも基礎となる精神は「士族に固有する品行の美」＝〈不義の粟を食わず〉との「瘠我慢の説」が表す倫理性なのである。しかし、もちろん、福沢は復古主義ではない。福沢は現在における「節」「義」を「文明独立の大義」とする。したがって、「文明独立の大義」に収斂していかない「瘠我慢」は、ただの美しい「瘠我慢」のままで個人の内で消滅するのである。福沢が強く拒絶したアジア的なものとは、〈不義の粟〉を食っても平然としている、自主独立・「瘠我慢の説」の対極にある「無智無力」の〈アジアの奴隷精神〉、「平民の根性」「町人根性」（福沢からすれば〈百姓根性〉も同じである）である（その他に西洋医学の対極にある漢方医学と物理学の対極にある卜筮^{スベリット}の類いの妄説）。「平民の根性は……言語も賤しく応接も賤しく、目上の人に人に逢へば一言半句の理屈を述ぶること能はず、立てと云へば立ち、舞へと云へば舞ひ、其柔順なること家に飼たる瘦犬の如し。……先祖代々、独立の気を吸はざる町人根性、武士には^{くし}窘められ、裁判所には叱られ、一人扶持取る足軽に逢ても、御旦那様と崇め魂は、腹の底まで腐れ付き、一朝一夕には洗ふ可らず」（前掲『学問のすゝめ』、74～75頁）である〈アジア的奴隷精神〉では、支配者（旦那様）に全面依存しているのみなので、支配者がたとえ交替しても何の痛痒もない（別の支配者・旦那様に替わっただけである）。〈アジア的奴隷精神〉では行動原理は〈空腹かどうか〉だけで、「瘠我慢の説」とはまったく無縁であり、動物と変わりない。こうした〈アジア的奴隷精神〉がいくら集積しても、「^{とて}逆も一国の独立は叶ひ難きなり」（同上、72頁）ということになるのである。「瘠我慢の説」を社会レベルに拡大すると、「左れば、瘠我慢の一主義は、固より人の私情（個人的倫理）に出ずることにして、冷淡なる数理より論ずるときは、殆んど児童に等しと云はるゝも、弁解に辞なきが如くなれども、世界古今の實際に於て、所謂国家なるものを目的に定めて、之を維持保存せんとする者は、此主義（瘠我慢の説）に由らざるはなし。我封建の時代に諸藩の相互に競争して士気を養ふたるも、此主義に由り、封建既に廢して一統の大日本帝国と為り、更に限界を広くして、文明世界に独立の体面を張らんとするも、此主義に由らざる可らず。故に人間社会の事物、今日の風にてあらん限りは、外面の体裁に文野の変遷こそある可けれ、百千年の後に至るまでも、一片の瘠我慢は立国の大本として之を重んじ、いよ々々ますます之を培養して、其原素の発達を助くること緊要なる可し」（『瘠我慢の説』明治24年脱稿・明治34年公表、前掲『福沢論吉選集』第12巻、242～243頁）となる。「私情（個人的倫理）に出ずる」ところの「此主義（瘠我慢の説）」は、それが「私情」だけで終わるレベルでは、論理的観点からは「殆ど児童」に等しく見えるが、それが集合した共同意志として発露されれば、「一片の瘠我慢は立国の大本」となるというように、立国の基礎として展開されている。福沢の思想の一大テーマである「一身独立して一国独立する事」（前掲『学問のすゝめ』、71～76頁）とは、「一身」個人の独立から「一国」の独立まで、一貫して「瘠我慢の説」が拡大・展開していくことともいえるのである（し

かし、論理的には「一身独立」と「一国独立」の間は直接的には繋がらないはずである。例えば、論理的には「一身独立」の展開の究極に「国」の概念が解体することも想定できるのである。この「瘠我慢の説」＝「士族に固有する品行の美」を涵養する主な古典が、「伯夷伝」の『史記』が典型であるように、『論語』『孟子』などの漢学なのである。また注意しなければならないのは、「士族に固有する品行の美」ということから「瘠我慢の説」は、士族（武家）の専売特許のように思われがちだが、そうではない。福沢は、「瘠我慢の説」を、近代西洋・アジアや身分や歴史を超えた普遍的概念の内に理解している。たとえば、福沢は、西洋の「マルチドム（martyrdom、殉教・受難）」の概念を「瘠我慢の説」に引き付けて理解している。福沢は、「マルチドム」について、次のように述べる。「正理を守て身を棄るとは、天の道理を信じて疑はず、如何なる暴政の下に如何なる苛酷の法に窘めらるゝも、其苦痛を忍て我志を挫くことなく、一寸の兵器を携へず、片手の力を用ひず、唯正理を唱て政府に迫ることなり。……斯の如く世を患て身を苦しめ或は命を落すものを、西洋の語にてマルチドムと云ふ。……義士（主君の敵を討つため殉死する忠臣義士）も権助（旦那の一両を落とし、申しわけないと縊死する下僕）も、共に命の棄所を知らざる者と云て可なり。是等挙動を以てマルチドムと称す可らず。余輩の聞くところにて、人民の権義（自分の命をまっとうする権利）を主張し正理を唱て政府（徳川幕府）に迫り、其命を棄て、終をよくし、世界中に対して恥ることなかる可き者は、古来唯一名の佐倉宗五郎あるのみ」（同上、104～106頁）。「其苦痛を忍て」「身を苦しめ或は命を落す」は「瘠我慢の説」と通底している。しかしここでも、「マルチドム」が「マルチドム」たりえているのは、「其苦痛を忍て」「身を苦しめ或は命を落す」という「瘠我慢の説」が、「正理」「道理」「権義」（「文明独立の大義」と通ずる）に収斂していくからであるとしている（忠臣義士も権助もその「瘠我慢」が「文明独立の大義」に収斂せずただ愛すべき個人的な健気さのままに消滅している点では両者まったく同じであるとしている）。そうして福沢は、この「マルチドム」に比することができる世界性に絶えうるもの（「世界中に対して恥ることなかる可き者」）は、武家ではない百姓・名主の佐倉宗五郎（または惣五郎）のみであると評しているのである。福沢は、赤穂義士や楠正成のような武家の鏡のように評されている忠臣義士よりも、百姓佐倉宗五郎の方を遙かに高く評価しているのである。佐倉宗五郎は、佐倉藩の村民への可斂誅求に抗議、將軍に直訴して家族諸共に処刑されたとされるが、その詳細は不明で、草莽間で語り継がれ造形されていった義民伝承の典型である。福沢の理解では、佐倉宗五郎が「其苦痛を忍て」「身を苦しめ或は命を落す」ことは「瘠我慢の説」であり、それが「人民の権義」を守ることに収斂していくことで、佐倉宗五郎の「瘠我慢の説」は、西洋の「マルチドム」の概念にも通底する義民へと昇華し、主君の敵を討つために「其苦痛を忍て」「身を苦しめ或は命を落す」との「品行の美」たる忠臣義士の「瘠我慢の説」は、「文明独立の大義」に収斂することなく個人の内の美のまま雲散霧消したとなる。「士族に固有する品行の美」＝「瘠我慢の説」と福沢がとりわけ強調するのは、中世以来の封建社会において、武家階級が、支配的階級として恒常的長期的に漢学の素養を深めるなどして、「瘠我慢の説」を一番体内に浸潤・蓄積させているからである。

福沢が「マルチドム」など西洋の思想、スミスのいう西洋の「倫理学すなわち道徳哲学」を直接取り扱うのではなく、まず「士族に固有する品行の美」から始めるのは、次の理由からである。「国の文明は形を以て評す可らず。学校と云ひ工業と云ひ、陸軍と云ひ海軍と云ふも、皆是れ文明の形のみ。この形を作るは難きに非ず、唯錢を以て買ふ可しと雖ども、こゝに又無形の一物あり、この物たるや、目見る可らず耳聞く可らず、売買す可らず貸借す可らず、^{おぼ}普く国人の間に位して其作用甚だ強く、この物あらざれば、彼の学校以下の諸件も実の用を為さず、真にこれを文明の精神と云ふ可きものなり。蓋し其物とは何ぞや。云く、人民独立の気力、^{つとむ}即是なり。……畢竟、人民に独立の気力あらざれば、彼の文明の形も遂に無用の長物に属する。……今、日本の有様を見るに、文明の形は進むに似たれども、文明の精神たる人民の気力は、日に退歩に赴けり」（同上、87頁）。「文明独立の大義」にかかわるものとは、「目見る可らず耳聞く可らず、売買す可らず貸借す可らず」の「無形の一物」「文明の精神」のことである。これについては、福沢は、「その気風とは所謂スピリットなるものにて、俄にこれを動す可らず。……此気風は無形無体にして、^に遽に一個の人に就き、一場の事を見て、名状す可きものに非ざれども、其実の力は甚だ強くして、世間全体の事跡に顕はるゝを見れば、^{あきら}明に其虚に非ざるを知る可し」（同上、79頁）とも表現している。福沢にとって、「学校」「工業」「陸軍」「海軍」など「文明の形のみ」の範疇のものは、「唯錢を以て買ふ可し」のもの、つまり西洋から輸入・移植が可能なのなのである（それにしても「文明」の分野を〈「錢」で買えるか買えないか〉で二分する方法は、素朴簡潔であるが、文明の本質をつく、思想家福沢の炯眼という他ない）。福沢は、おそらく「商社」会社制度もこの「文明の形のみ」の分野に入れるであろう。福沢の文明の二分法でいえば、社会・経済的な範疇は、「唯錢を以て買ふ可し」の輸入・移植可能な典型的範疇となるからである（しかし、『学問のすゝめ』をさらに理論的に深め洗練化した『文明論之概略』で、福沢は、「文明の形のみ」の内容をもっと精緻に分類して、「政令法律等」など制度に関するものは、基本的に「文明の形のみ」に属するが、「耳目を以て見聞す可しと雖も、手を以て握り錢を以て売買す可き実物にあらざれば」〈26頁〉として、「機械」のような純然たる物質的な「文明の形のみ」のものとして区分し、前者は後者よりその輸入・移植が困難であることを述べている。会社制度はもちろん前者に属する。このことの詳細は、本号以降の本稿において述べることにする）。この文明の分野では、会社制度もそうであるように、西洋が数世紀かけて進化を遂げてきた最終地点での成果を、国内の水準を飛び越えて、輸入・移植できるといういわゆる〈後進国のメリット〉が可能であるといえる。そうして、福沢は、この文明の分野は、「この形を作るは難きに非ず」、つまり輸入・移植は難しくないとしている。それに対して、「無形の一物」「文明の精神」「気風」など理念・思想にかかわる文明の分野は、「錢を以て買ふ」ことができないもの、つまり西洋から影響を受けることは、あっても本質的に輸入・移植することができないものである。したがって、〈後進国のメリット〉など不可能な分野、その国民自身が自力で試行錯誤しながら、それまで蓄積されてきた地点から、飛び越えることなく、一步一步前に進めるしか形成することができない、まことに「難き」分野なのである。「遽に一個の

人に就き……其実の力は甚だ強くして、世間全体の事跡に顕はるゝ」「この物あらざれば、彼の学校以下の諸件も実の用を為さず」というよに福沢は、福沢が「文明の精神」と表現する、個人に憑く社会的意識・精神（共同意識）のような不可視の領域の絶大な威力、「至大至重」さを深く認識している。明治5年段階での「今、日本の有様を見るに、文明の形は進むに似たれども、文明の精神たる人民の気力は、日に退歩に赴けり」との福沢の深い慨嘆は、飛び越しても進化していくが戻ることができなく前に進むしかない「文明の形」（経済・技術など）の領域と、飛び越すことが不可能であるが常に退化することは可能な「文明の精神」（共同意識など）の領域によって支配的秩序が形成されていることをよく示している。福沢のこの深い慨嘆は、70年後の対米英蘭戦争（文久3年から80年後に遂に実行された攘夷戦争）の壊滅的敗戦となって悲劇的に的中することになった。福沢は『文明論之概略』で、考察をさらに深めて、「難」である「無形の一物」「文明の精神」「気風」を「文明独立の大義」に収斂させるべき形成を先におこない、「易」である「文明の形」の撰取をその後にするべしとの順序を提起した上で、「此順序を倒にすれば、事は易きに似たれども、其路忽ち閉塞し、恰も墻壁の前に立つが如くして、寸歩を進ること能はず、或は其壁前に躊躇する歟、或は寸を進めんとして却て激して尺を退くることある可し」（同上、27頁）と不気味に予言した。福沢の死後、まさしく、「此順序を倒に」して展開することになる近代日本は、70年後、英米に対して（欧米列強支配からのアジアの解放）と銘打った再興攘夷戦争を起こすや、「其路忽ち閉塞」し「寸歩を進ること能はず……寸を進めんとして却て激して尺を退くること」になって破産・解体した。停滞・逆進した「文明の精神」の基では、いかに近代西洋から一世紀近くにわたり移植し高度に進展させた「文明の形」など、わずか数年の内に「実の用を為さず……遂に無用の長物」となることを、敗戦後放棄された、近代技術を駆使した戦闘機・軍艦など、各種兵器の膨大な鉄屑の集積が如実に表している（そうして、鬼畜米英（攘夷）から米英民主主義賛美（開国）への一夕の総転向となる敗戦後の状況は「瘡我慢の説」の発露などほとんどなかったことを表した）。福沢が、「士族に固有する品行の美」を強調するのは、幕末・明治初期の段階では、積年にわたり、漢学の影響などを大きく受けながら育まれてきた「瘡我慢の説」の最高度の蓄積は、武家階級の内にあり、したがって、維新後、近代日本の「無形の一物」「文明の精神」「気風」は、ここを出発点・基盤にして、「文明独立の大義」に収斂していくべく、近代西洋の思想をも吸収していく他ないとするからである。

- (23) 『福翁自伝』で福沢は、次のように述べている。「全く漢学教育の罪であると深く自ら信じて……出来る限りは、数理を本にして教育の方針を定め、一方には独立論の主義を唱へて……今日にても、本塾（慶応義塾）の旧生徒が社会の実地に乗り出して……物の数理に迂闊ならず、気品高尚にして能く独立の趣意を全うする者ありと聞けば、是れが老余の一大楽事です。右の通り私は唯漢学が不信仰で、漢学に重きを置かぬ斗りでない、一歩を進めて、所謂腐儒の腐説を一掃して遣らうと、若い時から心掛けた。ココデ、尋常一様の洋学者や通詞など云ふやうな者が漢学者の事を悪く云ふのは普通の話で、余り毒にもならぬ。所が私は随分漢書を読んで居る。読んで居ながら知

らない風をして、毒々敷い事を言ふから、憎まれずには居られない。他人に対しては
 真実素人のやうな風をして居るけれども、漢学者の使ふ故事などは大抵知って居る
 ……少年の時から六かしい経史（儒学四書・五経と『史記』など史書）を、やかまし
 い先生に授けられて、本当に勉強しました。左国史漢（『春秋左伝』『国語』『史記』
 『漢書』）は勿論、詩経、書経のやうな経義でも、又は老子、荘子のやうな妙な面白
 いものでも、先生の講義を聞き、又自分に研究しました。是れは豊前中津の大儒、白
 石先生（中津藩儒官白石照山〈1815文化12～1883明治16／昌平坂学問所で学び帰藩
 後、私塾を開き子弟教育に努める〉）の賜である。其経史の義を知て、知らぬ風をして、
 折々漢学の急処のやうな所を押へて、話にも、書いたものにも、無遠慮に攻撃す
 るから、是れぞ所謂獅子身中の虫で、漢学の為めには私は実に悪い外道である。斯く
 までに私が漢学を敵にしたのは、今の開国の時節に、陳腐腐れた漢説が後進少年の脳
 中に蟠まつては、逆も西洋の文明は国に入ることが出来ないと、飽くまでも信じて疑
 はず、如何にもして彼等を救出して我が信ずる所に導かんと、有らん限りの力を尽し、
 私の真面目を申せば、日本国中の漢学者は皆来い、乃公が一人で相手にならうと云ふ
 やうな決心であつた。……其大切な靈妙不思議な漢学の主義を頭から見下して敵に
 して居るから、私の身の為めには随分危ない事である」（前掲『福沢論吉選集』第10
 卷、209～210頁）。ここだけ見ると、これはまさしく漢学及び漢学者への毒々しい痛
 罵である。福沢は、自ら、漢学の「獅子身中の虫」、漢学の「実に悪い外道」と称す
 るごとく、幼い頃から研鑽してきた漢学の素養の深さを自負している。この自負に基
 づき、福沢は、〈自分の漢学及び漢学批判〉は「折々漢学の急処のやうな所を押へ」
 た根底的なものであるゆえ、「日本国中の漢学者は皆来い、乃公が一人で相手になら
 う」という凄みのある自信を表明している。ここからだけみると、福沢にとって、漢
 学は、洋学と並び立たない不倶戴天の敵としているように見える。しかし、福沢は、
 同じく『福翁自伝』で次のようにも述べている。「元来、私の教育主義は自然の原則
 に重きを置いて、数と理と、此の二つのものを本にして、人間万事有形の経営は都てソ
 レカラ割出して行きたい。又一方の道德論に於ては、人生を万物中の至尊至靈のもの
 なりと認め、自尊自重、苟も卑劣な事は出来ない、不品行なことは出来ない、不仁不
 義、不忠不孝、ソナ浅ましい事は、誰に頼まれても、何事に切迫しても出来ない、
 一身を高尚至極にし、所謂独立の点に安心するやうにしたいものだ、先づ土台を定
 め、一心不乱に唯この主義にのみ心をを用いたといふ其訳は、古来、東洋西洋相対し
 て其進歩の前後遅速を見れば、実に大造な相違である。……ソコデ東洋の儒教主義と
 西洋の文明と比較して見るに、東洋になきものは、有形に於て数理学と、無形に於て
 独立心と、此の二点である」（同上、208～209頁）。ここでも福沢は、洋学の「数と
 理」の学（数理学）を教育の中心に置いているが、福沢が一心不乱に心を用いてきた
 と力説する「道德論」の「主義」である「人生を万物中の至尊至靈のものなりと認め、
 自尊自重（自分の品位を保つこと）、苟も卑劣な事は出来ない、不品行なことは出来
 ない、不仁不義、不忠不孝、ソナ浅ましい事は、誰に頼まれても、何事に切迫して
 も出来ない、一身を高尚至極にし、所謂独立の点に安心するやうにしたいもの」と
 いうことの中に、漢学からの大きな影響が潜んでいることが読み取れることは明ら

かである。「自尊自重（自分の品位を保つこと）」「苟も卑劣な事は出来ない、不品行なことは出来ない、不仁不義、不忠不孝、ソナ浅ましい事は、誰に頼まれても、何事に切迫しても出来ない」「一身を高尚至極にし、所謂独立の点に安心する」ということは、本稿注²²で見たように、『史記列伝』の「伯夷伝」を典型とする、古代漢学古典が表した〈不義の粟を食わず〉の「瘠我慢の説」からくるものであった。「不仁不義、不忠不孝、ソナ浅ましい事」は「何事に切迫しても出来ない」というのは、文字通り「瘠我慢の説」のことを端的に表している。福沢は、この古代漢学古典が表す「瘠我慢の説」の素養を基に近世までは士族が最高度に「固有する品行の美」を育んできたとした。この「固有する品行の美」は「一身を高尚至極」にすることと同意義である。福沢が「腐儒の腐説」「陳く腐れた漢説」「其大切な靈妙不思議な漢学の犬主義」として辛辣に批判し否定する漢学と、「瘠我慢の説」の古典となる漢学とは、明らかに質を異にしている。これは、古典としての聖書におけるイエスの思想と世俗権力化したカトリシズム、古典としてのカルヴァン個人の思想と伝導集団として大衆化・組織化されたカルヴィニズム（プロテスタンティズム）が、古典としてのマルクス個人の思想と党派組織のために教条主義化されたマルキシズムが、まったくの別物であるがごとく、異にしているのとよく似ている。前者は思想としての普遍性を持つものに対して後者は当該組織の支配学・教条としてしか意味を持たなく普遍性がない。福沢が嫌悪感をもって批判・否定している漢学及び漢学者とは、攘夷鎮国の基となる因循姑息・頑迷な支配の学として、組織化された「腐儒と腐説」である。福沢が大切にしたい漢学とは、「腐儒と腐説」「陳く腐れた漢説」に改竄される前の、非組織化以前の、「瘠我慢の説」の古典としての『論語』『老子』『荘子』や『史記』などの漢学古典そのものの直接的な思想であったのである。福沢は、「陳く腐れた漢説が後進少年の脳中に蟠ま^はつては、迎も西洋の文明は国に入ることが出来ない」といっているが、かつて、福沢自身の子弟には、英学教育と平行して、『論語』『孟子』などの漢学古典の素読講義を、ある時はイギリス英人による英学の「稽古」を断つてまで、常に施していたのである（本稿注²²参照）。この場合の漢学素養とは、もちろん「腐儒と腐説」「陳く腐れた漢説」ではなく、「文明独立」へと収斂していく可能性を持つ、『論語』『孟子』など漢学古典そのものが内包する、「一身を高尚至極」に保つ「品行の美」、「瘠我慢の説」の思想であったことはいうまでもない。福沢は、「東洋の儒教主義」にはなくて「西洋の文明」にあるものとして、「無形に於て独立心」をあげているが、これも本稿注²²で述べたように、福沢の思想からすれば、「独立心」のような「唯錢を以て買ふ」ことができない「無形のもの」は、輸入・移植が不可能であるがゆえ、すでに国内に蓄積されてきた「固有する品行の美」「瘠我慢の説」を基盤にして、国民が自力で、近代西洋ではある程度確立されている「独立心」に収斂させていくしかないのである。福沢の封建身分制度と儒学に対する否定と肯定のアンビバレントな姿勢は、福沢の上士・門閥奥平壱岐に対するアンビバレントな姿勢に投影されている。

²⁴ 『福翁自伝』、前掲『福沢論古選集』第10巻、31～32頁。

²⁵ 黒屋直房『中津藩史』、碧雲荘、1940年。同書では、中津藩の「七族五老」制について、次のように記している。「奥平家に於ては古来七族・五老と称する制あり、元と

上野時代（奥平氏が上野国甘楽郡奥平郷〈現群馬県吉井町辺り〉を拠点とする戦国武将だった時代）の遺法にして、貞俊公（1343 興国 3・康 1～1433 永享 5）の三河（現愛知県東中部）移住以後（奥平貞俊の時、上野国甘楽郡奥平郷から三河作手〈現愛知県新城市作手〉へ転出し川尻城を構築したとされる）、復興・襲用せるに創り、歴代を通じ公子中より定められたる七人の員数に充て、専ら軍陣を輔翼・統率せしむるを七族と曰ふ。又地方豪族の門地・武勲、両ながら高くして来附せる者、若くは功績著るしき器量者、五人に限り各代を経て漸次登用し軍務に参画し国政を掌理せしむるを五老と称し、七族と與に家中の最高位に置き、特別を以て、待遇する長臣を指す。往昔、東照宮（神君徳川家康公）は、長篠籠城開運（天正 3 年〈1575〉）の長篠の戦の際、徳川家康家臣奥平昌信が長篠城に籠城し武田勝頼軍の猛攻をしのいだ軍功に当り、七族・五老を引見して、直接褒詞を賜り且つ永代拝謁・独礼の嘉例を允し、又、奥平家、何国に在りとも惣高の三分の一、或は四分の一を受くべしとの特異なる御誓文を給ひたる家柄なり（徳川家家臣となったのは昌信の父奥平貞能〈1537～1598〉の時とされる）。爾來、干戈殆んど平定せし慶長十年（1605）、家昌公（1577 天正 5～1614 慶長 19／父は昌信、母は徳川家康の長女亀姫。奥平家昌は奥平家の下野宇都宮藩〈現栃木県宇都宮市〉時代の初代藩主であり「藩祖」とされる）時代に於て、従来軍事以外、無職なる七族に対し今今五老と同じく庶政を総攬すべき御依頼により、族臣・老臣の区別、自然に解消し、十二家を混一して大身衆と称し、是格中より五人又は六人、月番交代を以て、年寄・家老に輔任する定めとなす（443～444 頁／漢字の一部を現在のものに直し句読点を補った。（ ）内とルビは長谷川。以下同書からの引用について同じ）。七族は、譜代（三河以来の徳川家家臣の大名）中津藩領主奥平家の庶子・分家の奥平 7 家であり、徳川幕府の御三家・親藩、皇室では親王家・宮家に相当する（七族も、主筋の血統であるため、親藩が家臣筋の譜代・旗本が担当する家老など幕閣〈幕政〉に就けなかったのと同様に、初期では、家臣筋がおこなうべき「庶政」〈藩政〉職に就けなかったのである）。福沢諭吉は、三河武士を「土風之美」＝「瘠我慢」の最高級として、次のように賛称している。「古來、土風之美を云へば、三河武士の右に出る者はある可らず。……戦国割拠の時に当り、徳川の旗下に属し、能く自他の分を明にして二念あることなく、理にも非にも、唯徳川家の主公あるを知て他を見ず、如何なる悲運に際して辛苦を嘗るも、曾て落胆することなく、家の為に主公の為めとあれば、必敗必死を眼前に見て尚ほ勇進するの一事は、三河武士全体の特色、徳川家の家風なるが如し。是即ち宗祖家康公が小身より起りて四方を經營し、遂に天下の大権を掌握したる所以にして、其家の開運は瘠我慢の賜なりと云ふ可し」（『瘠我慢の説』、前掲『福沢諭吉選集』第 12 卷、242 頁）。七族は、親藩に相当する中津藩の最上級の上士であると同時に、福沢が称赞する三河武士の「土風之美」＝「瘠我慢」をよく保つ系譜なのである。同書では、「最先初期の七族」として「奥平出雲貞盛 貞俊公の二男、和田の領主、依て和田家と呼ぶ。奥平八郎二郎定直 貞俊公の弟、中金の領主、依て中金家と呼ぶ。二千石。奥平但馬久正 貞久公の三男、夏山の領主、依て夏山家と呼び。二千石。奥平主馬允 貞久公の四男、萩の領主、依て萩家と呼ぶ。千五百石。奥平兵庫信丘 貞久公の五男、佐脇後田代の領主、依て田代家と呼ぶ。二

千三百石。奥平久兵衛貞直 貞昌公の二男、日近の領主、依て日近家と呼ぶ。奥平土佐定雄 出雲貞盛次男、貞勝公時代、稲木の領主、訛りて稲毛家と呼ぶ。奥平修理定直 貞能公時代、和田出雲家退転に付き、客将兩山城主阿知波定直代はりて七族坐上に列す。依て雨山家と呼ぶ。二千三百石」と記している(444~445頁)。ゴシックは長谷川／同書445頁では五老く門地武勲に優れた地方豪族の出自)の「最先初期の五老」として「山崎三郎左エ門高元 川手の領主、貞俊公時代 二千三百石。生田主計 佐脇の領主、貞久公時代 千五百石。兵藤太郎八 北畑の領主、貞久公時代 千石。黒屋甚兵衛重氏 黒谷の領主、貞勝公時代 千石。夏目五郎左衛門治員 宮脇の領主、貞能公時代 千石」を記している(同書著者黒屋直房は、五老黒屋甚兵衛重氏家の末裔である)。七族は五老の主筋の血統なのであるが、奥平壱岐の出自、中金奥平家は、「三河以来」どころか三河以前・徳川家家臣以前)の上野国甘楽郡奥平郷の頃からの奥平家血統、七族奥平八郎二郎定直家二千石の系譜である。同書では、中金奥平家について、次のように記している。「中金家 貞俊公の弟、八郎二郎貞直、額田郡中金村(現愛知県豊田市中金町)を領す。之を中金家と称す。二代正定、三代吉定を経て四代右衛門義次、丸根城の戦に従ふて功あり、東照公(徳川家康公)より田原矢ノ根五十本を拝す。元龜元年(1570)六月廿八日、貞能公に従ふて姉川に出征す。元龜三年(1572)十二月廿二日、貞能・信昌両公(父子公)に従ふて三方原に徳川勢として戦ひ首一級を獲たり。慶長四年(1599)、義次没す、八十一歳。天正元年(1573)八月廿一日、**五代與兵衛定次、武田勢の宮崎村瀧山の砦を攻むるに当り防戦す。天正三年五月廿一日、長篠關運に際して東照宮(徳川家康公)の賞詞を拝戴す。**天正十二年(1584)三月十七日、信昌公に従ふて小牧山の戦に森長可を撃ち一首を取る。慶長七年(1602)、宇都宮に於て二千石を拝領す。慶長十三年(1608)九月四日、定次没す。五十七歳。六代時重、七代良雄、八代隼人守雄に至り、寛文八年(1668)三月二日、宇都宮興禪寺に於ける忠昌公二七日法会の席上、同僚奥平内蔵允正輝と喧嘩刃傷事件を惹起し、永く追放を命ぜらる。武勲名門(中金奥平家)の嫡家、是に於て断絶す。支流中津及松平下総守家にあり」(446~447頁)。数々の武勲を立てながら(5代與兵衛の時の長篠城籠城戦の武勲は特に輝かしい)、「嫡家」(惣領家)は、宇都宮藩時代の寛文8年に、8代奥平隼人守雄家が、喧嘩刃傷事件で、「永く追放」の上、断絶しているのである。この中金奥平「嫡家」の「永く追放」御家断絶事件は、196年後の文久3年(1863)、江戸詰家老奥平壱岐が中津藩から「永く追放」される「亥年の建白事件」(次回本稿本文にて詳述)を暗く予想するものがあるが、奥平壱岐へと続く血統は、藩祖の弟、奥平八郎二郎定直家の「支流」(庶子)の中津中金奥平家なのである(藩主奥平昌成<1694元禄7~1746延享3)の時、丹後宮津藩<現京都府宮津市>を経て、享保2年<1717>に豊前中津藩<現大分県中津市>へ転封する)。生田重倫『奥平藩臣略譜集録』上巻(謄写版、中津市立小幡記念図書館所蔵、1972年／著者は五老生田家の末裔であるかどうかは現在のところ不明であるが、もしその末裔であれば壱岐家とも縁戚関係にあることになる)では、奥平八郎二郎定直家系譜の5代奥平與兵衛家の分家(弟)、奥平武兵衛から奥平壱岐に至るまでの血統について、「奥平武兵衛家後の壱岐家 中金家」として、次のように詳細に記している。「武兵

衛家は中金奥平家〔奥平與兵衛家〕の分家也。八郎二郎定直法名長意、右門正定法名常珍、左近吉定法名道猷、右衛門義次法名為心を経て五代與兵衛次に至る。母は奥平周防の娘、妻は、松平主殿頭家老松平勘解由の娘。与（與）兵衛の旁（弟）が武兵衛昌頼である。母は兄と同じ、妻は生田勝重法名空心の娘。**武兵衛事、藩主家昌公の御意に入り、二男なれども、知行八百万拜領、忠昌公より二百石加増を押し千石となる。**慶安元年（1648）六十七歳病死。二代が武兵衛頼重。母は生田空心娘、妻は桑名仁左エ門の娘。三代武兵衛（この代の頃、嫡家本家の奥平與兵衛家は喧嘩刃傷事件で断絶）妻は、奥平図書娘。天和二年（1682）二十歳にて病死。四代武兵衛正影〔実は武兵衛頼重の弟造酒允の子を養子として相続せしむ。幼名久助。家を継いで武兵衛を移す〕。妻は稲葉丹後守家老稲葉勘解由の娘。五代大吉、後多聞と称す。妻は山崎半蔵の娘。数代相続いて、壱岐に至る〕（41頁／漢字の一部を現在のものに換え句読点を補った。ゴシックと（ ）内は長谷川）。壱岐は、勇猛果敢な「三河武士」奥平與兵衛の血を引き、七族奥平一門と生田家など五老を血統する門閥のサラブレッド、禄高千石クラスの中金奥平支流・奥平武兵衛血統の惣領（嫡子）、「大身衆」なのである。この血統・身分の点では、壱岐と下士・中小姓格・十三石二人扶持福沢家の次男論吉とでは天と地に隔絶している。

(26) 『福翁自伝』、前掲『福沢論吉選集』第10巻、43頁。

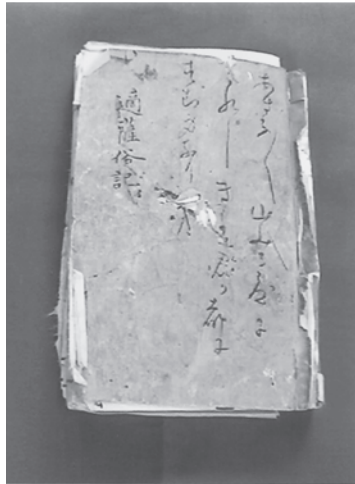
(27)、(28)、(29) 同上、50～52頁。

(30)、(31) 同上、55～56頁。

(32) 同上、95～96頁。

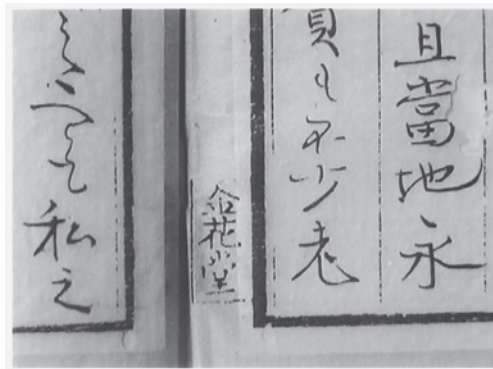
(33) 寺島宗則が果たした日本の会社制度導入史上における意義・役割についての詳細は、長谷川前掲「寺島宗則（松木弘安）の『コムパニー』概念について—解放思想としての会社制度—」参照。

(34) 前掲『福沢論吉選集』第10巻、132～133頁。



「適薩俗記」(15.5cm×10.5cm)表紙

「学和漢に通じ」「詩を好くし、書画に巧に」と評される奥平老岐だけあって、「あさな あさな 山みる度に うれしきは 君が都に すむ身なりける」の一首を添えている。薩摩適の途上、慶応3年(1867)春から初夏の頃、皇都・京都に滞在中の一首と思われる。



金花堂の帳面による「適薩俗記」

奥平老岐「適薩俗記」も大槻文彦「慶応卯辰実記」(「薩州商社発端」「薩州商社条書」が筆写され収録されている)も共に江戸日本橋の文具舗金花堂の帳面を用いて、慶応3年(1867)の大坂・京都で記された。金花堂の系譜は、東京日本橋の和紙老舗株式会社 榛原として現存している。